

3 月 1 1 日 (水)

(第 1 日 目)

平成27年第1回南関町議会定例会（第1号）

平成27年3月11日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

11番 橋 永 芳 政 君

1番 立 山 比呂志 君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 請願の委員会付託等について

日程第5 議案第1号 南関町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第2号 南関町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第3号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第4号 南関町産業経済費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第10 議案第6号 南関町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

日程第11 議案第7号 南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第8号 南関町町民交通災害共済条例を廃止する条例の制定について

日程第13 議案第9号 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

日程第14 議案第10号 南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定

める条例の制定について

- 日程第15 議案第11号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 平成26年度南関町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第20 議案第16号 平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第21 議案第17号 平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第22 議案第18号 平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第23 議案第19号 平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第24 議案第20号 平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第25 議案第21号 平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第26 議案第22号 平成26年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第27 議案第23号 平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第28 議案第24号 平成27年度南関町一般会計予算について
- 日程第29 議案第25号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第30 議案第26号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第31 議案第27号 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第32 議案第28号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第33 議案第29号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計予算について
- 日程第34 議案第30号 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
- 日程第35 議案第31号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第36 議案第32号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
日程第37 議案第33号 南関町過疎地域自立支援計画の変更について
日程第38 議案第34号 業務委託変更契約の締結について
日程第39 議案第35号 南関町教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第40 一般質問について（1名）

① 10番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 立山比呂志君 | 2番 杉村博明君 |
| 3番 井下忠俊君 | 4番 立山秀喜君 |
| 5番 境田敏高君 | 6番 打越潤一君 |
| 7番 鶴地仁君 | 8番 田口浩君 |
| 9番 山口純子君 | 10番 本田眞二君 |
| 11番 橋永芳政君 | 12番 酒見喬君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

- | | |
|-----------------|------------|
| 町長 佐藤安彦君 | 住民課長 菅原力君 |
| 副町長 本山一男君 | 福祉課長 北原宏春君 |
| 教育長 大里耕守君 | 経済課長 西田裕幸君 |
| 総務課長 永松泰子君 | 建設課長 古澤平君 |
| 会計管理者 木村浩二君 | 教育課長 島崎演君 |
| まちづくり推進課長 大木義隆君 | 延寿荘長 福井隆一君 |

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

- 議会事務局長 寺本一誠君 書記 坂口智美君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成27年第1回南関町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番議員、1番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、本日から3月18日までの8日間にしたと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月18日までの8日間とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、熊本県町村議会議長会第64回定期総会についてであります。本総会は、去る2月18日、ホテル熊本テルサで開催されました。総会では、少子化対策の推進、農林水産業振興対策の強化、中小企業振興対策の強化、地域保健医療の向上、医療保険制度の改善など15項目を決議し、決議に基づく22項目の要望を決定し、総会宣言を採択いたしました。内容については、その写しをお手元に配付し、要望内容の詳細資料を事務局に備え付けておりますので、これを省略します。

報告の2点は、例月出納検査等報告についてです。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員 大木敏晴君、打越潤一君より、平成26年度11月分、12月分、平成27年1月分の出納検査結果について、平成26年度第2回定期監査の結果についての報告がなされております。内容につ

いてはその写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の3点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。文教厚生常任委員会で研修を行いましたので報告をいたします。

委員会研修報告書。

南関町議会議長、酒見 喬様。文教厚生常任委員会委員長、鶴地 仁。

議員研修。高森町、山江村のICTを活用した学校教育の取り組みの概要を下記のとおり報告いたします。

研修期間、平成27年2月25日から26日。場所、阿蘇郡高森町、球磨郡山江村。期日、2月25日、高森町、26日、山江村。出席者は議長以下6名です。それから随同行として、寺本議会議務局長が随行いただきました。

研修の目的と内容です。電子黒板やタブレット型パソコンなど情報通信技術、ICTを活用した授業が全国的に広まっている中、政府は2020年をめどに全国の小中学校に一人1台の教育用タブレットを配り、ICT教育を更に推進させる計画である。本教育の重要性にかんがみ、実証研究に取り組むICT教育の先進地であり、平成26年度熊本県教育委員会指定、ICTを活用した「未来の学校」創造プロジェクトの研究推進校に指定されている高森町と山江村のICTを活用した学校教育の取り組みについて研修を行った。それぞれの町の取り組みは次のとおりです。

高森町。人口6,486人。面積174.9平方キロの同町には、中学校2校、これは166人。小学校2校、二つで295人が存在し、佐藤教育長より高森町新教育プランの重点策、ICT環境の整備について説明を受けた。ICTを活用した教育の充実を図るため、教育長を統括責任者、教育CIOとする体制のもと、電子黒板は12年度から全学級に配付、32台です。デジタル教科書も全学校導入、タブレット、パソコンは町内すべての小中学校に導入（360台）され、一人1台での使用が基本となっているなど、機器を生かした教育に取り組まれています。

実際の授業風景を視察したが、音楽の授業では、全生徒がタブレットパソコンを活用し、ヘッドフォンをつけての授業は予想もしていない光景であった。英語の授業では、電子黒板に次々と英単語が表示された瞬間に全生徒が発音、教師が指導する場面や、3、4人のグループ学習では、それぞれのグループで文章を読む者、それを聞いてパソコンに文章を打つ者といった役割を交代しながらの展開を見ることができた。昔と全く異なる授業風景に驚がくされたものである。

山江村。人口3,698人、121.21平方キロメートル。中学校は1校、11

1人。小学校2校、218人と39人の2校です。では平成24年に実証研究校として95台のタブレットパソコンが提供され、翌平成25年度は、村の予算で170台のタブレットパソコン導入。1から4年生はグループに1台、5年生以上には一人1台の環境が整備された。電子黒板は、全教室に配備され、授業改善が進み、小中学校ともに学力の向上度合いを可視化、比較したグラフには学校を上げた取り組みが見てとれた。

電子黒板を活用した国語の授業では、5分、10分といった考える時間を与え、感想や意見をパソコンに入力。それを見て教師が意見発表を促せば、全員が手を挙げて極めて積極的に自分の考えを述べていた。発表の中で出てきた言葉（謙虚）に対しても、直ちに辞書で調べさせ、その意味を発表させる。全生徒の机上には辞書が置かれており、使い込まれているのがはっきり目視できた。

電子黒板を使いこなし、矢継ぎ早の質問、積極的な意見発表の連続で、極めて内容の濃い充実した授業風景であった。

山江村の山田小学校のICTの環境ですが、教育用パソコン20台、校務用パソコン23台、タブレットパソコン120台。5、6年は一人1台、4年以下は4人に1台。電子黒板10台、これは各学級1台。特別教室、体育館、50型7台と60型4台。無線LANの整備、これも全教室、特別教室、体育館に整備されています。実物投影機各学級1台。教師用デジタル教科書の管理、全学級と国・算・社・理科ですね。校務支援システムの管理、通知表、指導要領、出席簿。熊本県校務支援システム、出張、年休等の支援システムです。そしてICT支援員の配備と。

参考までに、山江村の財政規模。平成25年歳入30億6,400万円。自主財源6億4,000万、20.9%です。地方交付税16億8,700万円、55%です。歳出27億7,200万円。議会費は5,645万円の2.04%。総額40億3,900万円。そのうちケーブルテレビは3,615万円という内容でした。

考察として、ICTを活用した授業の取り組みを視察した結果、両町村とも電子黒板やタブレットはあくまでも授業のための道具であるという認識であった。基本は板書きであり、アナログとデジタルの使い分けをきちんとするということがあったが、ICTの活用と技術力には驚くばかりであった。生徒の授業に対する集中度に感心させられたが、ICTの活用技術力と授業の集中度は正比例するとはっきり認識したものである。グループ学習が多用されていたが、互いに意見を出し合う姿勢に、こちらはいじめ・不登校を反比例させる効果大と感じさせられたものである。

その昔、鉄砲が戦国の世を一変させたが、遠隔授業も可能なICTもまた、学校の授業を大きく変えていくであろう。乗り遅れることのないよう最優先で取り組むべき課題である。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第4点は、委員長報告についてです。総務産業常任委員会委員長より、委員会研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 総務産業常任委員会の研修報告をいたします。

南関町町議会議長、酒見 喬様。総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

研修日時、平成27年2月5日から6日。場所、葦北郡芦北町大野、農事組合法人みのり会。八代市鏡町、大東肥料株式会社。出席者、立山秀喜、立山比呂志、杉村博明、田口浩、山口純子、酒見喬。随行者、西田経済課長、寺本議会事務局長。

研修目的、農業従事者の高齢化と農業担い手不足、中山間地農業の典型である経営規模の零細さ、米価の低迷、所得減少等、我が町の農業環境は厳しい状況にあり、耕作放棄地の増加が懸念されている今、農事組合法人の設立が急務となってきている。その中で農事組合法人を設立し、耕作放棄地の解消などに努めるため。

研修内容、2月5日視察。葦北郡芦北町農事組合法人みのり会。みのり会の大野地区は芦北町の東部に位置し、大関山の豊富な水を生かした食味豊かな米を中心に、畜産等の農業経営が行われている。平成12年度までの大野地区のほとんどが圃場整備され営農条件は整っているが、芦北町を始め大野集落にも高齢化や担い手不足により耕作放棄地が増加しつつある。このような中、平成24年より県事業、農地集積加速化事業が始まり、大野地区が重点地区に指定され、農業生産基盤の維持、耕作放棄地対策に向け取り組みが行われている。

このみのり会の設立に至るまでは圃場整備が終了し、平成12年度に始まった中山間地が直接支払制度の取り組みを進めたことが組織づくりの契機であった。集落内で農地維持、用水路整備等を行うとともに、交付金の有効利用について座談会を重ね、共同で使えるような堆肥、肥料散布機が欲しいとの要望から始まり、トラクター・田植機などの農業用機械購入へとつながった。そのため、平成19年度から法人化に向けた勉強会や座談会を重ね、平成21年6月1日に芦北町では2例目となる農事組合法人みのり会を設立した。

組合員数は18名、出資金は一人1万円で90万円である。農機具はトラクター、田植機、コンバインなど8台、機械倉庫を1棟所有。

経営の概要としては、作物や農地の有効活用で春そばと米、タマネギと米という二毛作体系に取り組んでおり、経営面積は5.5ヘクタール（平成25年度）である。春そばは7ヘクタール作付けし、「日本一早い新そば街道」で提供しておられる。また、タマネギは1ヘクタールを作付けし、なまで食べられる「サラたまちゃん」の商標で販売されている。作業受託は水稻の作業受託が経営の中心であり、高

齢化や担い手不足により受託面積が増加傾向にあり、特に田植、収穫、育苗の増加が顕著である。今後も増加する見込みということである。

また、地域密着として、明るく元気な村づくりを目指し、地元小学校と協力した耕作放棄地解消活動やそば打ち指導、そば祭りの開催など、様々な活動を通して元気を届けておられる。

今後は、経営品目としてフォアシステムを活用した圃場に収益性の高い葉物野菜等の取り組みを進め、平成25年に製麺業を取得し、年越しそばなどを地元中心に販売する予定ということである。

2月6日視察、八代市鏡町、大東肥料株式会社。大東肥料は、大正10年8月に大阪市で有機質肥料中村商店として設立し、大阪府肥料商工業協同組合を経て、昭和28年8月に現在の大東肥料に変更。創業以来、有機肥料をベースに配合肥料の製造を行ってきたが、粒状肥料、液肥、発酵肥料から土壌改良剤などに至るまで取り扱い、現在では天然ヤシ殻資材、天然腐植酸土壌改良資材、カツオエキス有機入り液肥、鮮魚ぼかし肥料など、製品として生産中である。その中でもぼかし肥料については魅力は何といても有機原料を発酵させることにより肥料成分が吸収されやすく、また土壌微生物を活性化させ、土壌改良の効果があることである。今までのぼかし肥料では均一な発酵製品の供給が難しく、成分不均一性の問題が生じるのが現状であるが、独自の発酵システムを開発し、諸問題を解決し生まれたのが鮮魚ぼかしである。肥料は、窒素、リン酸、カリの配合により各作物等に最適な肥料製造がされるということであった。

まとめ、みのり会の地区は圃場整備はほとんど終了し、作業受託も行っており、集落外からの受託も増加傾向にあり、今後農事組合法人の設立には圃場の整備、農作物の規模拡大、作業の受託、圃場に収益性の高い野菜の作付けなど課題はたくさんあったが、本町も農業従事者の高齢化や後継者不足等により農地の維持が厳しくなることが予想され、まず圃場の整備を行い、若い世代の参加意欲を図り、農協OB等の核となる指導者を中心に集落営農組織の立ち上げが必要と感じられた研修であった。

以上です。

-----○-----

日程第4 請願の委員会付託等について

○議長（酒見 喬君） 日程第4、請願の委員会付託等についてです。

本日まで受理いたしました請願書等は、お手元に配りました請願文書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

ここで、町長からの挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（佐藤安彦君） 皆さま、改めましておはようございます。

本日は、東日本大震災の発生から今日で4年を迎えました。約23万人の方が今もなお避難生活を送られており、そのうち8万人を超える方がプレハブ仮設住宅での暮らしが続いております。家族の皆さまが犠牲となられ、住居を失われた多くの人たちにとって、時計の針は止まったままなのではないかと思っております。被災した人たちの生活を安定させ、暮らしを再建することがこれからは一層大切な段階に入っております。私たちも遠く離れた地からではありますけれども、力を合わせ、岐路に立つ復興を支えていかなければならないと思っております。

さて、平成27年第1回南関町議会定例会の開会に当たり、平成26年度補正予算案、平成27年度当初予算案、その他諸議案の審議をお願いいたしますとともに、施政方針を申し述べ、議員の皆さま並びに町民の皆さまに一層の御理解と御協力をお願い申し上げる次第でございます。

昨今の国の動向を見てみますと、まず、国内の経済状況においては穏やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られており、都市部と地方との格差が解消できるまでには至っておりません。今後もアベノミクスの3本の矢の実現などと、国の景気対策の成果が本格的な景気回復につながっていくことを期待するものであります。

また、国の将来にわたっての大きな課題でもある本格的な少子高齢化や人口減少など、これまでの経済成長期とは異なる条件下において、地方での行政運営は、限界集落の発生や極めて高い高齢化率の中で地域住民の皆さまの安全・安心な暮らしを守ることは容易なことではありません。

さらに、国の看板政策とされている地方創生では、東京への一極集中を改める総合戦略に基づき、2014年度補正予算とともに2015年度予算案でも地方での雇用拡大や起業、そして少子化対策などの関連予算が計上されております。

南関町においても、地方人口ビジョンや市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するとともに、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地方創生先行型としては南関町総合戦略策定事業、乗合タクシー事業、観光振興強化事業を、地域消費喚起・生活支援型では、消費喚起プレミアム商品券発行事業を計画しているところであります。

また、今後は南関町の特色を生かした様々な事業の展開により、町全体の活性化につなげていかなければならないと考えております。

さて、南関町におきましては、全国的な人口減少と同様に少子高齢化が進展している中で、出生数に対して死亡数のほうがかなり多く、いまだに人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。しかし、若年層の中には小学生の児童数より

も就学前の児童数が上回っていることは明るい話題でもあり、今後も継続できるような少子化対策や子育て支援に取り組む必要があります。

一方、高齢化率は本年2月末で34.8%となっており、今後もさらなる高齢化が続くことが予想されており、町独自の問題や課題に対応するための総合的な取り組みも検討しなければなりません。

このような厳しい状況の中にあっても、地域住民の皆さま方が安全・安心で心豊かに暮らせるような質の高い行政運営を行っていくことが望まれており、信頼される自治体として分権時代にふさわしい質の高い行政サービスを提供していかなければならないと考えております。

本年度は、国や地域の変化にも柔軟かつ弾力的に対応しつつも、最小の経費で最大の効果を上げることができるよう組織の一部見直しを図るとともに、地域住民の皆さまの安全・安心な生活の確保と住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

そこで、今回提案申し上げます平成27年度一般会計予算などでございますが、歳出全般にわたり細部までの検討を行い、経営の効率化、コスト削減を念頭に置きながら歳出の抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果が得られるように編成を行ったところでございます。

平成27年度一般会計予算の総額は、60億843万円、骨格予算であった昨年度と比較しますと9億5,764万3,000円の増額で19%の伸びとなっております。増額となりました主な要因は、最終処分場建設に伴う侵入道路等の振興策としての県への業務委託料、B&G海洋センターのプール改修工事、南関中学校へのエアコン設置工事などとなっております。

その他の議案の提出については、条例の制定が3件、条例等の一部を改正する条例の制定が9件、条例の廃止が2件、平成26年度一般会計補正予算のほか各特別会計の補正予算が9件、平成27年度一般会計予算のほか各特別会計の予算が9件、過疎地域自立促進計画の変更が1件、業務委託変更契約の締結が1件、人事案件が1件を提案しております。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成27年度の主要な施策について申し上げます。

まず、総務課関係では、今後一層の事務の効率化、合理化を図るとともに、職員の研修等を強化し、人事交流等も含めた職員の能力向上及び組織力の向上に努めてまいりたいと考えております。なお、平成27年度は、南関町が合併して60周年を迎えるに当たり記念事業を実施することとしております。

また、役場庁舎、公民館の建て替え等については、平成24年度に実施した耐震

診断の結果、庁舎については昭和40年建設した庁舎部分が耐震基準を満たしてなく、補強方法がなく建て替えが必要。また、公民館についてはホール部分が耐震基準を満たしてなく、補強方法がなく建て替えが必要との診断結果であるため、南関町庁舎等検討委員会の整備方針等の提言を含めて、町としての整備方針を決定していきたいと考えております。

安全・安心なまちづくりについては、全地区に組織されました自主防災組織の活動強化を図りながら、町主催の防災訓練を実施することとしております。

まちづくりの指針となる計画については、総合振興計画、第5次行政改革大綱、過疎地域自立促進計画等を作成することとしており、そのほかにも男女共同参画計画、空き家対策条例の制定、電算システムのクラウド化などに努めてまいりたいと考えております。

次に、まちづくり推進課関係では、南関町住んでよかったプロジェクト推進事業の精査、整理・改善に取り組む必要があり、新たに乗合タクシー制度の導入を推進します。また、物産振興会（仮称）の設立により、町特産品、農産物の販路拡大や安定した生産を推進します。企業誘致・支援につきましては、新たな企業の誘致、既立地企業の増設を推進するとともに、バンブーフロンティア構想に伴う新規企業の立地に取り組み、併せて雇用の拡大を図ります。

次に、福祉・住民課関係では、4月1日から新制度として実施される南関町子ども・子育て支援計画により、子育て支援の充実を図ります。国民健康保険事業の健全な財政運営については、医療費の適正化に向けた検診率の向上、保健指導などの予防事業の充実等による医療費の抑制を図りながら、国保財政の安定的な運営に努めてまいります。

また、延寿荘の民営化につきましては、検討委員会の意見を踏まえて、入居者・利用者の方に配慮しながら民営化プランに基づき、民営化に取り組んでまいります。

次に、経済課関係ですが、本町の基幹産業であります農業は、就農者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などと大変厳しい状況にあります。

このような中で現在も推進している圃場整備の新規取り組み要望地区の取りまとめ、及び県との協議を行い、さらなる推進に努めるとともに農地の集約や営農組織の設立のためのモデル事業等にも積極的に取り組み、担い手農家の確保、農業所得の向上に努めてまいりたいと考えております。また、イノシシやアナグマ等の被害も多発していることから、鳥獣保護管理等の強化及び農業者の狩猟免許取得・猟友会加入への推進を図ります。

まちづくり関係でも取り組んでいるバンブーフロンティア構想では、地方創生との関連も含めて、全国のモデル事業になり得るような事業の推進に努めてまいりた

いと考えております。

次に、建設課関係ですが、まず、道路、橋梁、公共施設等の維持管理について専門家による点検・調査の結果に基づき、橋梁では長寿命化修繕計画を作成し、平成27年度は優先順位の高い箇所である竜瀬橋の補修工事を行うとともに、町道の舗装についても維持管理計画に基づき、舗装の修繕を行いたいと考えております。

また、トンネルについては、松風トンネルの改修を行う計画としております。町道改良工事等については、県への委託事業として進めている町道米田・鬼王線を始め、町道関村・田原線、町道米田・大場線や町道小原・上長田線、歩道法面防草工事を行うとともに、次年度以降の工事計画となる用地取得にも取りかかることとしております。町営住宅では、長寿命化型改善工事として、高久野団地屋上及び外壁改修工事を行うこととしております。

次に、教育課関係では、まず、平成27年度から教育委員会の制度改革が行われることから、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置することとなり、教育に関する大綱を首長が策定することになります。

また、教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化のためにも、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することとなり、本町でも人事案件のとおり、新しい制度での体制をお願いするものであります。

主な工事等としては、先ほども述べました南関中学校普通教室へのエアコン設置工事、B&G海洋センターのプール改修工事を行うこととしております。なお、小中学生の学力向上対策としては、電子黒板等のICT機器を追加導入し、学習環境の整備を図っていきたいと考えております。

ここで、先ほど議長、教育長のほうからもお話がありましたが、改めて皆さま方にも御紹介いたしますが、南関町学校応援団が本年度の文部科学大臣表彰を受賞しており、3月6日に受賞記念祝賀会がホテルセキアで開催されました。町議会からは、酒見議長が御来賓として御臨席いただきましたが、100名を超える関係者の皆さまや協力者の方に御参加いただき、盛会の中に終えることができました。

今後も、地域の子どもたちは地域の中で育てるという自助・共助・公助の精神のもとに町民同士が支え合い、安全・安心で心豊かに暮らしていけるような人と人との繋がりを大切にしたい学校応援団であってほしいと願うものであります。

そのほかにも、有明圏域定住自立圏構想の中での近隣市町との連携においては、各自治体との連携・協力を進めるとともに、各自治体の自主性を尊重しながら、様々な分野において相互の連携と役割のもとに、南関町に不足している部分を少しでも補うことができればと考えております。

また、地域住民の皆さま方の御意見や御要望を伺うための地域懇談会の開催や、

町政に対する理解を深めていただくための南関町協働のまちづくり出前講座についても継続して計画していくとともに、将来を担う中学3年生との意見交換会も開催したいと考えております。

以上、申し上げてきましたが、これらの事業を推進していくには財政基盤の確立が最重要課題であります。このためには、これまで以上に行財政改革を進め、徹底的に無駄をなくし、あらゆる経費の縮減を図るとともに、事業の推進につきましては、それぞれの事業の重要性・必要性をかんがみ、優先順位を付けながら着実に事業を展開していく考えでございます。

最後に、町職員の意識改革についてですが、職員の一人一人が地域住民の皆さまの意見や要望を理解し、対応できるような育成が必要であり、各業務においても、それぞれが町の中長期的なビジョンを描いて仕事ができる体制づくりを推進していきたいと考えております。

このような重点施策を中心に、産み育てやすい環境の整備、住む場所と働く場所の確保、高齢者や障害がある方も安心して暮らせる環境の整備を町づくりの3本の柱として、地域住民の皆さまの声を反映できる開かれた行政運営に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、なお一層の御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げまして、平成27年度町政運営の施政方針とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第5、議案第1号から日程第39、議案第35号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、議案第1号から日程第39、議案第35号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

日程第 5 議案第 1号 南関町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 2号 南関町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議案第 3号 南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議案第 4号 南関町産業経済費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 9 議案第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 6 号 南関町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 7 号 南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 8 号 南関町町民交通災害共済条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 9 号 南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 10 号 南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定について
- 日程第 15 議案第 11 号 南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 16 議案第 12 号 南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 17 議案第 13 号 南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 18 議案第 14 号 南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 15 号 平成 26 年度南関町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 20 議案第 16 号 平成 26 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 21 議案第 17 号 平成 26 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 22 議案第 18 号 平成 26 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 23 議案第 19 号 平成 26 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 24 議案第 20 号 平成 26 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 25 議案第 21 号 平成 26 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 4 号）について

- 日程第 26 議案第 22 号 平成 26 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 3 号) について
- 日程第 27 議案第 23 号 平成 26 年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算 (第
1 号) について
- 日程第 28 議案第 24 号 平成 27 年度南関町一般会計予算について
- 日程第 29 議案第 25 号 平成 27 年度南関町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 30 議案第 26 号 平成 27 年度南関町公共下水道事業特別会計予算につい
て
- 日程第 31 議案第 27 号 平成 27 年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 32 議案第 28 号 平成 27 年度南関町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 33 議案第 29 号 平成 27 年度南関町介護サービス事業特別会計予算につ
いて
- 日程第 34 議案第 30 号 平成 27 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算に
ついて
- 日程第 35 議案第 31 号 平成 27 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第 36 議案第 32 号 平成 27 年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について
- 日程第 37 議案第 33 号 南関町過疎地域自立支援計画の変更について
- 日程第 38 議案第 34 号 業務委託変更契約の締結について
- 日程第 39 議案第 35 号 南関町教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長 (酒見 喬君) 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので、御確認ください。

事務局長。

○議会事務局長 (寺本一誠君) [議案名朗読]

○議長 (酒見 喬君) 配付漏れ等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (酒見 喬君) 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長 (永松泰子君) 第 1 号議案、南関町課設置条例等の一部を改正する条例
の制定についての説明をいたします。

今回の条例の改正は、住民により分かりやすく、また総合的なまちづくりを目指
すために、また、効果的・効率的なまちづくりに資する目的で課の名称及び所掌事

務を適正なものにするために変更するものでございます。

また、この条例は、一つの目的で二つの条例を改正する必要がありますので、条例1本として一括して改正を行い、それぞれの改正する条例を条建てにしております。第1条に南関町課設置条例の一部を改正するその改正部分を規定して、第2条で南関町産業廃棄物審議会設置条例の改正をしているものでございます。改正内容につきましては、議案書で説明をさせていただきます。

大きい項目であります第1条の南関町課設置条例の一部改正では、当該条例第1条中、課の名称のうち、住民課を税務住民課へ、まちづくり推進課をまちづくり課へ改めるものでございます。これは、住民に関連性の高い税務の文言を課名に入れることで住民の方々へ分かりやすくするためでございます。また、今後、南関町総合振興計画、第5次南関町行政改革大綱及び南関町過疎地域自立促進計画の策定、加えて南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定する必要があることから、一体的な計画の整合性を確保し、効果的に南関町のまちづくりを実施するために改正を行うものでございます。

また、条例第2条中には、各課の分掌事務を規定しているものでありますが、そのうち総務課の秘書に関する業務が欠落しておりましたので、今回追加をいたしました。また、商業・観光部門を経済課へ異動させ、総務課の企画部門をまちづくり課へ異動させるものでございます。

次に、大きい項目第2条では、南関町産業廃棄物審議会設置条例の一部の改正を行うものでございます。当該条例第7条中、住民課を税務住民課に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものとしたものでございます。

以上、第1号議案、南関町課設置条例等の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第2号議案、南関町行政手続条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

この条例改正は、行政手続法の一部を改正する法律（平成26年法律第70号）ですが、この施行に伴う趣旨に則り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利・利益の保護に資するために改正するものでございます。

この条例は、上位法の改正に伴うもので、処分等の求め及び行政指導の中止等の求めなどの導入について積極的に取り組み、適切な運用に取り組むよう努めなければならないと定められているところでございます。町はこのことにより、条例を改正することとしているところでございます。

改正内容につきましては、議案書で説明させていただきます。

まず、目次の改正で、第2章の2を創設しております。処分等の求めを追加したものでございます。また、字句の整理を行っております。次に、第33条におきましては、行政指導の方式を規定しておりますが、第2項として行政指導に携わる者は、その行政指導をする際には、その処分にする権限を行使し得る旨を示すとき、その相手方に対してその根拠を示さなければならない要件などを追加して、次に、34条の2として行政指導の中止等の求めを定めています。法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと考えた場合には、行政指導した町の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他必要な措置をとるよう求めることができると定めております。

第2項では、申出書に記載すべき事項を定め、第3項には申出書の提出があったときは必要な調査を行い、その行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと認める場合は行政指導の中止、その他必要な措置をとらなければならないと定めております。

次に、第4章の2として処分等の求めの見出しで、第34条の3では、何人も法令に違反する事実がある場合、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと考える場合は、その処分の権限を有する行政庁または行政指導をする権限を有する町の機関に対してその旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができるとしました。第2項で、その際は申出に定める事項を記載して提出しなければならないと定め、第3項では、行政庁または町の機関は申出書の提出があったときは必要な調査を行い、その結果に基づき、必要があると認めるときは処分または行政指導をしなければならないと規定したものを追加したものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成27年4月1日としています。また、条例を一部改正したことで影響を受けた条例の改正を附則で改正することとしておりますので、今回、南関町税条例の一部を附則で改正を行っております。

改正内容としましては、附則第2項において南関町税条例の適用除外として、第33条のうち項ずれが起こってしまいましたことによって適正に合わせた改正でございます。

以上で、第2号議案、南関町行政手続条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第3号議案、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行及び南関町課設置条例の改正に伴う改正でございます。

改正内容といたしましては、まず、南関町課設置条例の改正に伴い整合性を持たせるための改正で、条例第2条中、住民課を税務住民課に改め、また、まちづくり推進課をまちづくり課に改めるものでございます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行による改正ございまして、第19条中、出席説明を求める条文中でございますが、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行日を平成27年4月1日から施行するとしたものでございます。

以上で、第3号議案、南関町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、第4号議案、南関町産業経済費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

この改正は、平成26年3月1日に施行されました南関町議会委員会条例の一部改正の際、改正されていなかった条例を適正なものに改定するものでございます。第6条第2項中、議会産業厚生常任委員を議会総務産業常任委員に改めるものでございます。

附則としまして、公布の日から施行し、南関町議会委員会条例の施行日にさかのぼって、平成26年3月1日から適用するものでございます。

以上で、第4号議案の南関町産業経済費補助金交付条例の一部を改正する条例の制定について説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

続きまして、第5号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明をいたします。

この改正は、教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、目的を同じくする条例で関係のある条例を一括して提案するものでございます。関係条例といたしましては、6本の条例としております。これを1条から6条まで順に改正をしたものです。

第1条に南関町教育長の給与、勤務時間等に関する条例、第2条に南関町長等の給与及び旅費に関する条例、第3条に南関町報酬、費用弁償等に関する条例、第4条に田中義男育英基金条例、第5条に南関町育英奨学金補助条例、第6条に南関町

長等の給与の特例に関する条例を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、第1条南関町教育長の給与、勤務時間等に関する条例は廃止することとしております。第2条南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正は、教育長が特別職となることに伴いまして、南関町長等の給与及び旅費に関する条例に教育長の給与及び旅費等を追加するものでございます。第3条南関町報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正では、教育委員会委員長の廃止に伴いまして、教育委員会委員長の報酬を削除するものでございます。第4条田中義男育英基金条例の一部改正は、第7条中、審査委員会に南関町教育長を追加し、第8条中、審査委員長を教育委員会委員長ではなく、教育長に改めるものでございます。第5条南関町育英奨学金補助条例の一部改正につきまして、第4条中、審査委員会の構成員に南関町教育長を追加しました。そして、議会総務文教常任委員長を議会文教厚生常任委員長に改めるものでございます。第6条南関町長等の給与の特例に関する条例の一部改正では、第2条で規定した南関町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴い、特例としての教育長の給与及び旅費を追加する改正でございます。

附則としまして、この改正条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で、第5号議案の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第6号議案、南関町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴うもので、教育長は特別職の職員であります。職務専念の義務が課せられました。このことに伴い、条例で特例の規定を新たに定めることができると規定されておりますことから、新規に職務専念義務の特例の条例を制定するものでございます。

第1条に趣旨といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長は職務専念の義務が課せられたこと、条例によって、職務専念義務の特例を定めることとしたものでございます。第2条では、教育長の勤務時間、休日、休暇等について一般職の例によるものと定めました。第3条では、教育長の職務に専念する義務の免除につきまして規定をしたもので、南関町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例によるものとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例の施行期日は平成27年4月1日とするものでございます。

以上で、第6号議案、南関町教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第7号議案、南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

南関町防災会議における構成員につきましては、男女共同参画の趣旨を踏まえまして、女性特有のきめ細やかな視点で女性、高齢者、または家庭内での子どもの防災について意見を求める必要がありますし、また防災について女性が地域の貴重な支援の担い手であるということから改正を行ったものでございます。

改正内容は、第3条第5項に防災会議の構成員についての記述があるところでございますが、第8号の次に第9号として、全各号に掲げる者のほか、防災上必要と認めて町長が任命する者を加えることとしたものでございます。また、第3条第6項では、任期についての規定でございますが、この第9号につきましても任期を2年としたものでございます。

附則として、この条例の施行期日は平成27年4月1日とするものでございます。

以上で、第7号議案、南関町防災会議条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第8号議案、南関町町民交通災害共済条例の廃止についての御説明をいたします。

南関町では、南関町の町民交通災害共済の実施を全国労働者共済生活協同組合連合会、全労災ですが、この全労災に委託をしております。そして、共済の窓口業務を行ってまいりました。共済事業の元請であります全労災は、管轄する保険業法を準用しておりますので、この保険業法が改正をされましたので、受付の業務を行うことが保険業法275条に抵触する恐れがあるとの指摘を受けたところでございます。このことにより、南関町が主体となって町民交通災害共済事業を行うことを取りや

めることにいたしまして、南関町町民交通災害共済条例を平成26年度をもって廃止することとする提案をさせていただくものでございます。

附則としまして、この条例の施行期日は、平成27年4月1日とするものでございます。

以上で、第8号議案、南関町町民交通災害共済条例の廃止についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第9号議案、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正に伴い、南関町の基準を定める条例を町で制定する必要があるため御提案申し上げるものでございます。

この条例につきましては、介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号、第115条の24第1項、第2項の規定に基づきまして定めるものでございますが、市町村がこれらの条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの、厚生労働省令で定める基準を参酌するものに分けて定められているところでございます。

提案いたします南関町の基準につきましては、厚生労働省令の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に基づき、従うべき基準、参酌すべき基準に従いまして基準を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。内容について御説明いたします。

まず、条例全体の目次でございます。第1章で趣旨及び基本方針、第2章で人員に関する基準、第3章で運営に関する基準、第4章で介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第5章で基準該当介護予防支援に関する基準を定めるという構成といたしております。

第1条で条例の趣旨といたしまして、この条例は介護保険法第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等

に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとするを定めるものと定めます。

第2条では、基本方針として第1項から第5項まで定め、第1項で指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならないと定め、次のページを御覧ください。左のページで定めます。第5項では、法第115条の2第2項第1号に規定する条例で定めるものは法人とするを定めるものと定めます。これは、指定介護予防支援事業者の指定に関することとなります。

第2章、人員に関する基準、第3条では従業者の人数に関する基準を定めるもので、事業所ごとに1以上の人数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師、その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を置かなければならない。第4条では、第1項、第2項で管理者に関することについて定めるものと定めます。

第3章、運営に関する基準、第5条では、右側のページ、そして次のページにわたり内容及び手続きの説明及び同意に関することについて、第1項から第7項において定めるものと定めます。

次のページ、第6条のページを御覧ください。1枚めくった左側のページになります。第6条では、正当な理由のない提供拒否の禁止について、第7条では、サービス提供困難時の対応について、第8条では、受給資格等の確認について、第9条では、要支援認定の申請に係る援助について。これは第1項から第3項において定めております。第10条では、身分を称する書類の傾向として、担当職員に身分を称する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者またはその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならないことを定めるものと定めます。

次のページを御覧ください。右のページで定めます。第11条では、利用料等の受領について、第12条では、保険給付の請求のための証明書の交付について、第13条では、指定介護予防支援の業務委託に関することについて定めるもので、遵守しなければならないことを1号から4号に定めております。

第14条では、下になりますが、法定代理受領サービスに係る報告に関することについて、第1項、第2項において定めるものと定めます。

次のページを御覧ください。左側のページで定めます。中段第15条では、利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付について、第16条では、利用者に関する町への通知について、第17条では、管理者の責任につきまして第1項、第2項において定めるものと定めます。

次のページを御覧ください。右のページで定めます。第18条では、事業の運

営についての重要事項に関する規定、運営規定について、第19条では勤務体制の確保に関することについて。これは、第1項から第3項において定めるものでございます。第20条では、設備及び備品等について、第21条では従業者の健康管理について、第22条では、重要事項の掲示について、第23条では、秘密保持に関することについて第1項から第3項において定めるものでございます。

次のページを御覧ください。左のページでございます。第24条では、報告をする場合について、第25条では、介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等に関することについて第1項から第3項において定め、第26条では、苦情処理に関することについて、指定介護予防支援事業者は自ら提供した指定介護予防支援または自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならないことなど、第1項から第7項において定めるものでございます。

次のページを御覧ください。中段第27条では、事故発生時の対応につきまして第1項から第3項において定め、第28条では、会計の区分について定めるものでございます。第29条では、記録の整備について、第1項、第2項、1号から5号において定めるものでございますが、基準省令におきましては、参酌すべき基準として、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないとされていますが、保険者の介護報酬過誤返還等の公法上の債権消滅時効は5年であることから、町条例では5年間保存しなければならないとしているところでございます。

次のページを御覧ください。左のページになります。中段第4章、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、第30条では、指定介護予防支援等の基本取り扱い方針について、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならないことなど、第1項から第3項において定めるものでございます。第31条では、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針に関することについて、第1号から第28号において定めるものでございます。次の右のページに、第3号から第8号まで定めております。それから次のページ、左になりますが、第9号から第14号まで、次の右のページに第15号から第19号まで、そして次のページ、左になりますが、第20号から第26号まで、次に右のページに27号、28号について定めております。

中段の第32条では、介護予防支援の提供に当たっての留意点について、1号から8号において定めるもので、次のページになります。第33条では、基準該当介護予防支援の事業について準用することについて定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行すると定めるも

のでございます。

以上で、南関町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第10号議案、南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の一部改正等に伴い、南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例を制定する必要があるためでございます。

介護保険法第115条の46第4項で、地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして、市町村の条例で定める基準を遵守しなければならないとされており、第5項では、市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の人数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする規定されているところでございますので、南関町としましては、厚生労働省令に基づき基準を定める条例を制定したく御提案申し上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。内容について御説明いたします。

第1条では、趣旨といたしまして、この条例は介護保険法第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定めるものとする定めるものでございます。

第2条では、基本方針といたしまして、第1項で地域包括支援センターは次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービス、その他保健医療サービスまたは福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。第2項で、地域包括支援センターは南関町地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならないと定めるものでございます。

第3条では、職員に係る基準及び当該職員の人数に関することにつきまして、第1項では、1の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべきもっぱらその職務に従事する常勤の職員の人数は、原則として次のとおりとする、といたしまして、第1号で保健師、その他これに準ずる者1人、第2号で社会福祉士、その他これに準ずる者1人、第3号で主任介護支援専門員、その他これに準ずる者1人と定めるものでございます。第2項では、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左の欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右の欄に定めるところによることができるといたし、第1号で第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合、第2号で地理的条件、その他の条件を勘案して特定の生活圏域に1の地域包括支援センターを設置することが必要であると、地域包括支援センター運営協議会において認められた場合と定め、次の表において担当する区域における第1号被保険者の数ごとに人員配置基準を定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。中段第3項では、第1項各号に規定する準ずる者につきまして、第1号から第3号において定めるものでございます。また、下になりますが、第4条では委任といたしまして、この条例に定める者のほか必要な事項は町長が別に定める。

附則では、施行期日といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行すると定めるものでございます。

以上で、南関町地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の制定につきまして、御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第11号議案、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

提案理由は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律及び介護保険法施行令等の改正に伴い、南関町介護保険条例の一部を改正する必要があるためでございます。

介護保険事業につきましては、保険給付の円滑な実施のため、3年を1期とする介護保険事業計画を策定しているところでありまして、今回が第6期となります。介護保険料につきましては、介護保険法施行令の一部改正、第1号被保険者負担比率が現在の21%から22%へ引き上げられたこと、給付費の見込増等により検討の結果、平成27年度から平成29年度までの3カ年の保険料率につきまして、現行の基準月額4,990円から760円、率にいたしまして15.2%引き上げるこ

ととなったところでございます。

また、保険料の区分を所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、国の標準段階が6段階から9段階に改正されたことによりまして、国の標準段階に準じ9段階とするものでございます。

次に、地域支援事業につきまして、改正後の介護保険法附則第14条にあります介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置の規定を適用しまして、それぞれの事業に経過措置を設けるものとして改正をいたし、御提案申し上げるものでございます。

次のページをお願いいたします。内容について御説明いたします。

条例第2条中「平成24年度から26年度」までの期間を「平成27年度から29年度」に改め、さらに各号に定めます第1号被保険者の区分及び額につきまして、同条第1号中2万9,940円を3万4,500円に、第2号中2万9,940円を5万1,744円に、第3号中4万4,904円を5万1,744円に、第4号中5万9,880円を6万2,100円に、第5号中7万4,844円を6万9,000円に、第6号中8万9,820円を8万2,800円に改め、第7号として令第38条第1項第7号に掲げる者8万9,700円、第8号といたしまして、令第38条第1項第8号に掲げる者10万3,500円、第9号として令第38条第1項第9号に掲げる者11万7,300円を追加するものであります。

次に、第2条に2項として所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から28年度までの各年度における保険料率は、前項の規定にかかわらず3万1,044円とする軽減規定を定めるものでございます。

第4条第3項につきましては、保険料の算定に関する基準の改正により改めるものでございます。

附則につきましては、第1条で施行期日及び但し書きとして、第2条第2項の保険料の軽減の施行日を規則で定めること、第2条では、経過措置ということで平成26年度以前の保険料につきましては、改正前の規定を適用すると定めるものでございます。

第3条は、改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置として、第1項では、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等にかんがみ、その円滑な実施を図るため平成27年4月1日から町長が定める日までの間には行わず、町長が定める日の翌日から行うものとするものと定めるものです。

次のページになります。第2項で法第115条の45第2項第4号に掲げる事業

につきまして、これは在宅医療・介護連携推進関連でございます。第3項で法第115条の45第2項第5号に掲げる事業につきまして、これは日常生活支援・介護予防体制整備促進関連でございますが、同じく経過措置を定めるものでございます。

以上で、南関町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第12号議案、南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由及び内容の御説明を申し上げます。

南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、子ども・子育て支援法の施行に伴い、条例を廃止する必要があるためでございます。現行の条例は、児童福祉法第24条第1項の規定に基づき制定しているものですが、平成27年4月1日以降の保育の必要性の認定基準につきましては、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号で内閣府令で定めることとされておりまして、今回、南関町の保育の実施に関する条例を廃止したく御提案申し上げます。

次のページを御覧ください。南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例。

南関町保育の実施に関する条例は廃止する。

附則で、施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上で、南関町保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定につきましての御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第13号議案、南関町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、条例の改正が必要なためでございます。

次のページをお願いします。南関町営住宅条例の一部を改正する条例。

南関町営住宅条例（平成9年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

これにつきましては、法律の名称変更による改正で、及び帰国後の部分を並びに

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者に改めるものでございます。中国残留邦人等の方々永住帰国する前にすでに婚姻関係にあった配偶者に対象を限定した上で、配偶者支援金を支給することとした法律の改正によるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第14号議案、南関町下水道条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行により、条例の改正が必要となったためでございます。

次ページをお願いします。南関町下水道条例の一部を改正する条例。

南関町下水道条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中の「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

これにつきましては、下水道に排出されるカドミウム及びその化合物が1リットルにつき0.1ミリグラムを0.03ミリグラム以下に改めるもので、水質汚濁に係る人の健康の保護に関する水質汚濁基準の強化に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第15号議案、平成26年度南関町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ7,094万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,248万4,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。予算書で説明をさせていただきます。2ページをお開きください。

歳入歳出予算補正の歳入でございます。1款町税、1項町民税につきましては、1,380万円を減額して3億1,985万1,000円とし、2項固定資産税につきましては、800万円を追加して6億2,660万7,000円とし、4項町たばこ税につきましては、340万円を追加して7,850万円とし、7項入湯税につきましては、120万円を減額して1,200万円とするものでございます。

10款地方交付税、1項地方交付税につきましては、215万9,000円を追加して18億2,519万6,000円とするものでございます。

12款分担金及び負担金、1項分担金につきましては、63万1,000円を減額して39万7,000円とし、2項負担金につきましては、486万2,000円を減額して9,444万2,000円とするものでございます。

13款使用料及び手数料、1項使用料につきましては33万6,000円を追加しまして1億558万7,000円とし、2項手数料につきましては、28万円を減額し1,432万円とするものでございます。

14款国庫支出金につきまして、1項国庫負担金につきましては、699万円を減額しまして3億4,261万3,000円とし、2項国庫補助金につきましては、4,104万4,000円を追加しまして5億7,477万9,000円とし、3項国庫委託金につきましては、40万円を減額し298万円とするものでございます。

15款県支出金、1項県負担金につきましては、96万1,000円を追加し、2億861万9,000円とし、2項県補助金につきましては、611万7,000円を減額し2億1,785万1,000円とし、3項県委託金につきましては、145万6,000円を減額し2,552万6,000円とするものでございます。

17款寄附金、1項寄附金につきましては、139万9,000円を追加して329万円とするものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金につきましては、3,350万3,000円を減額して8,510万4,000円とし、2項特別会計繰入金につきましては5,667万2,000円を減額しゼロとするものでございます。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料につきましては、236万1,000円を追加し308万7,000円とし、3項受託事業収入につきましては、22万3,000円を減額し777万8,000円とし、4項雑入につきましては、572万7,000円を追加して4,079万6,000円とするものでございます。

21款町債、1項町債につきましては、1,020万円を減額して7億9,894万8,000円とするものでございます。

歳入合計が58億2,343万1,000円のところを7,094万7,000円を減額して、57億5,248万4,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。続きまして歳出でございます。

1款議会費、1項議会費につきましては、235万2,000円を減額して8,367万8,000円とするものでございます。

2款総務費、1項総務管理費につきましては、2,865万円を減額して4億8,129万4,000円とし、2項徴税费につきましては、293万4,000円を減額し1億749万1,000円とし、3項戸籍住民基本台帳費につきましては、6万8,000円を減額し2,416万4,000円とし、4項選挙費につきましては、

72万円を減額し1,454万9,000円とし、5項統計調査費につきましては、172万5,000円を減額し616万9,000円とするものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費につきましては、828万6,000円を追加し12億2,787万4,000円とし、2項児童福祉費につきましては、904万5,000円を減額して4億4,064万1,000円とするものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費につきましては、1,410万1,000円を減額し5億8,499万6,000円とし、2項清掃費につきましては、14万9,000円を減額し2億2,170万9,000円とし、3項水道費につきましては、3万5,000円を減額し316万2,000円とするものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費につきましては、418万9,000円を減額し2億3,330万6,000円とし、2項林業費につきましては、20万3,000円を減額して848万5,000円とするものでございます。

6款商工費、1項商工費につきましては、1,933万4,000円を追加して1億2,410万2,000円とするものでございます。

7款土木費、1項土木管理費につきましては、43万5,000円を減額し7,046万4,000円とし、2項道路橋りょう費につきましては、1,461万9,000円を追加し4億6,770万円とし、4項住宅費につきましては、3,191万8,000円を減額し2,965万4,000円とし、5項下水道費につきましては、155万2,000円を減額し1億555万1,000円とし、6項浄化槽整備推進事業費につきましては、271万1,000円を追加して3,136万4,000円とするものでございます。

8款消防費、1項消防費につきましては、56万1,000円を減額して1億9,907万9,000円とするものでございます。

9款教育費、1項教育総務費につきましては、69万6,000円を減額して5,800万5,000円とし、2項小学校費につきましては、487万8,000円を減額し3億1,813万6,000円とし、4項社会教育費につきましては31万2,000円追加をし1億679万3,000円とし、5項保健体育費につきましては、118万6,000円減額して6,753万2,000円とするものでございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費につきましては、490万円減額し1,248万3,000円とし、2項公共土木施設災害復旧費につきましては、590万円を減額して1,100万円とするものでございます。

12款予備費、1項予備費につきましては、1万2,000円を減額して1,215万円とするものでございます。

歳出合計58億2,343万1,000円のところを、7,094万7,000円減

額いたしまして、57億5,248万4,000円とするものでございます。

次のページをお開きください。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、昼食のためここで1時まで休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） それでは、先ほどに続きまして6ページをお開けください。繰越明許費補正でございます。

追加といたしまして、2款総務費、1項総務管理費、地方創生先行型事業で3,386万2,000円でございます。以下、表のようになっておりますが、ここで歳出で出てまいりますけれども、平成26年11月に施行されましたまち・ひと・しごと創生法を受けまして、平成26年度の地方創生関係補正予算が閣議決定されて、今年度中に予算化するものであって、2種類の交付金が交付されることになっております。そのことで今回、予算化し、明許の繰り越しをするものでございます。

地域住民生活等の支援のための交付金でありまして2種類ございます。一つ目が地方公共団体が経済対策に対応して地域における消費喚起やこれに直接に効果を上げる生活支援のための事業でございます。緊急経済対策を速やかにして、かつ着実に実施するための一つ、これが商工費のところがございます地方消費喚起・生活支援型でございます。町では、プレミアム商品券を発行することとしております。

それからもう一つ、二つ目といたしまして、まち・ひと・しごと創生法に定められた南関町のまち・ひと・しごと創生戦略の策定。つまり地方版総合戦略の策定のための経費の助成や地方版総合戦略の円滑な策定と優良な施策を支援すると、目的で好循環形の確立を目的といたしました地方創生先行型であります。

町では3本を予定しておりまして、地方版総合戦略の策定の支援を委託をする事業。これとそれからもう一つ、乗合タクシー事業の創設、この2本を一つにまとめたものが2款総務費、1項総務管理費の部分でございます。

それから観光振興強化事業といたしまして、3本目でございますが、その分が6番の6商工費、それから9教育費で入っております地方創生先行型事業でございます。

これは繰越明許を追加するものでございますので、後ほど歳出で出てまいります。

次に、変更といたしまして、7款土木費、2項の道路改良費でございます。道路

新設改良事業につきまして1,444万6,000円を追加をいたします。これは竜瀬橋の橋梁補修工事でございます。この増額の変更をするものでございます。

続きまして、地方債の補正でございます。1圃場整備事業につきましては、380万円を増額して1,470万円とするものでございます。2道路橋梁整備事業につきましては、520万円を増額して3億3,880万円にするものでございます。3小学校整備事業につきましては、530万円を減額して1億4,240万円にするものでございます。4消防防災施設整備事業につきましては、820万円を増額して2,080万円とするものでございます。6公営住宅整備事業につきまして、1,600万円を減額して230万円とするものでございます。7災害復旧事業340万円を減額いたしまして520万円とするものでございます。9社会教育施設整備事業270万円を減額して250万円とするものでございます。

次に、10ページをお開きください。歳入の内容の説明でございます。もう主なものだけを説明させていただきます。

1款町税、1項町民税ですね。1目個人の分ですが、1節で現年課税分が350万増額をしております。個人所得の伸びによる増額でございます。2目法人ですが、1節現年課税の分が法人割の分で減額を1,360万円しております。これは、経済情勢の見込み違いによる減額でございます。

ちなみに法人数に増減はございません。それから町税の固定資産税、1目固定資産税につきまして、1節現年課税分でございます。600万円を追加しております。これは、収納率を97.5%で見込んでおりましたが、98.8%の見込み修正をしたものでございます。

次、11ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金、2項の負担金でございます。2目民生費負担金、3節老人福祉費負担金で719万円を減額しております。これは、養護老人ホームの入所者の減による減額でございます。

次のページをお開けください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金でございます。1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金につきまして、現年債で458万円を減額しております。決算見込みによるもので、対象となる災害が少なかったものでございます。

次、14款国庫支出金、国庫補助金の2項でございます。このところで、1目総務費国庫補助金となっております。1節総務費国庫補助金でございます。先ほど申し上げましたまち・ひと・しごと創生法の施行に伴いまして、地方消費喚起型の交付限度額が2,257万2,000円、それから地方創生先行型が2,971万2,000円で、合計5,228万4,000円を追加しております。

次のページをお開けください。14ページでございます。15款県支出金、2項

県補助金で9目災害復旧費県補助金でございます。1節農林水産施設災害復旧費県補助金390万3,000円を減額しております。現年債につきましては決算見込みによるものでございます。

次に、15ページ。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金で1節一般寄附金110万円を増額しております。ふるさと南関応援寄附金でございます1万円を、110件分を増額補正するものでございます。

それから18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。1節財政調整基金繰入金でございますが、2,400万円を減額しております。これは、一般会計へ繰り入れる額の減額でございますが、補正後の財政調整基金の基金額は11億1,384万3,000円となります。3目ふるさとづくり基金繰入金でございます。1節ふるさとづくり基金繰入金、同じく繰り入れる予定額の減額でございます。宅地分譲事業の給排水事業でございますが、補正後のふるさとづくり基金の金額は10億9,778万4,000円となります。

次のページをお開けください。18款繰入金、2項特別会計繰入金、3目宅地分譲事業特別会計繰入金、1節宅地分譲事業特別会計繰入金でございます。5,667万2,000円を減額しています。宅地分譲事業を特別会計へする予定でございましたが、減額をした結果ゼロ円となるものでございます。

次に、20款諸収入、4項雑入、2目雑入でございますが、その中で主なものとしたしまして、市町村振興協会市町村振興事業補助金。これはオータムジャンボの宝くじでございます、364万3,000円を計上しております。図書館費に充てているものでございます。

次のページをお開けください。18ページでございます。歳出の説明をさせていただきます。これも主なものだけに限らせていただくことといたします。

19ページ、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費でございます。11節の事業費の中で184万8,000円の減額でございます。印刷製本費ですが、これは入札による支払金の減でございます。次に、7目企画費、13節委託料を御覧ください。2,635万6,000円の増額をしております。これは、先ほどまち・ひと・しごとの中で申し上げましたが、先行型によるものでございます。乗合タクシー運行委託料、これが南関タクシー、要するに町内に1社でありますタクシー会社に委託するものでございます。それから総合戦略策定支援業務委託料、これは先ほども申し上げましたが、総合戦略を策定するための支援に委託をするというもので、アンケートですとか、その他今の人口ビジョンをまず確定、確認をしまして、これからのビジョンをどうするか。それからその人口ビジョンに伴う総合戦略をどう策定をしていくかということの支援をお願いするものでございます。

このことにつきましては、一応県・国のほうも認めているものでありますが、丸投げでない限りこれは認めるというふうに条件が付けられております。今回の予算につきましては、最大でというふうで組ませていただいております。内部の異動は可能であるということを確認しておりますので、金額についてはこの後だんだんと詰めてまいりますうちに若干の変更は出てくるものと思われませんが、その際にはまた御説明をさせていただきたいと思っております。

それから運行管理システム導入委託料735万5,000円でございますが、これはシステムの管理でございまして、経路の選択ミスや乗客の乗せ忘れなどがないようにカーナビなどを使用して効率的に時間等の設定が可能となるようにするものでございます。このシステムの保守委託も併せてNTT西日本に委託をする予定にしているものでございます。

それから18節備品購入費722万4,000円でございます。これは乗合タクシー用として10人乗りのワゴンタイプを2台予定をしているものでございます。

次のページをお開けください。20ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、16目まちづくり推進事業費、25節積立金でございます。先ほど特別会計への繰り入れを減額いたしましたので、同額5,667万2,000円をふるさとづくり基金積立金を減額するということになります。

次に、21ページ、次のページでございます。2款税務費、町税費2項です。1目税務総務費、13節委託料254万2,000円、航空写真撮影業務委託料を減額しているものでございます。当初、町単独で業務委託をする予定にしておりましたが、管内の1市3町の合同で入札をしたということでその入札残でございます。

次に、23ページをお開けください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費、28節繰出金でございます。602万2,000円を増額しております。国民健康保険の基盤安定繰出金、国民健康保険特別会計繰出金、決算見込みによる増額でございます。

次のページをお開けください。24ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、12目介護保険費、28節繰出金でございます。320万6,000円を増額しております。介護保険特別会計繰出金としての追加でございます。介護保険特別会計の決算見込みによる増額でございます。

次に、25ページでございます。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、20節扶助費でございます。563万9,000円を保育所運営費と子育て世代の臨時特例給付金として決算見込みによる減でございます。

28ページをお願いいたします。5款農林水産費、1項農業費でございます。4目農地費、19節負担金、補助金及び交付金の中で経営体育成支援事業補助金でござ

ざいます。216万3,000円を増額しております。これは、平成27年度へ繰越明許するものでございますが、2名の方の支援をするための補助金でございます。

次のページ、5款農林水産業費、1項農業費、20目人・農地問題解決推進事業費、19節負担金、補助金及び交付金でございます。337万5,000円を計上しております。これは、青年就農給付金として、これも次年度へ繰越明許するものでございます。75万円の給付金3名、それから夫婦型の1組が112万5,000円でございますが、合わせたところの給付金でございます。

次のページをお開けください。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費でございます。19節、負担金、補助金及び交付金の中で、2,257万2,000円を追加いたしております。これは先ほど申し上げました地方の消費喚起型によるものでございます。プレミアム商品券を発行するというので、南関町商工会へ事業を補助するものとして増額をしているものでございます。それから3目観光費、13節委託費でございます。237万5,000円、これは地方創生先行型の一つでございますが、観光振興強化策、観光の振興を図る目的で、観光動画作成の業務委託費でございます。

次に、31ページ、土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費でございます。15節工事請負費1,444万6,000円でございます。これは、改良舗装というふうになっておりますが、竜瀬橋の橋梁補修工事で繰越明許をしているものでございます。

次に、7款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費、15節工事請負費でございますが、3,085万2,000円を減額しております。これは、高久野団地改修工事を予定しておりましたが、本年度は調査設計だけを実施をいたしまして、次年度に改めて計上する予定でございますので減額をしているものでございます。

次に、34ページをお開けください。9款教育費、1項社会教育費、6目文化財費、13節委託料でございます。これも地方創生の先行型の一つで、観光動画と同じく枠内に入れて計画をしておりますものですが、文化財として南関城跡、それから御茶屋跡、それから古小代の里の案内板を国際化、要するに日本語で、または英語で、中国語で、韓国語で表示をするその委託料でございます。

次に、35ページ、次のページでございます。10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費、15節工事請負費490万円の減額でございます。決算見込みによる不用額でございます。

最後のページ、お願いいたします。10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費、15節工事請負費でございます。590万円を減額しております。決算見込みによる不用額でございます。

あらかたのものだけを説明をさせていただきましたが、以上で南関町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 続きます。第16号議案、平成26年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,707万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,086万2,000円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款1 項国民健康保険税1,047万円を減額し1億9,494万5,000円とするものでございます。

3 款1 項国庫負担金1,020万円を減額し2億5,862万円とし、2 項国庫補助金351万5,000円を追加し1億5,283万1,000円とするものでございます。

4 款1 項療養給付費等交付金879万2,000円を追加し1億1,535万4,000円とし、5 款1 項前期高齢者交付金3,652万1,000円を減額し2億7,969万8,000円とし、6 款1 項県負担金7万8,000円を減額し1,009万6,000円とし、2 項県補助金542万8,000円を追加し7,093万4,000円とし、7 款1 項共同事業交付金953万6,000円を追加し2億352万5,000円とするものでございます。

8 款1 項財産運用収入2万9,000円を追加し6万7,000円とし、9 款1 項他会計繰入金602万2,000円を追加し7,492万5,000円とし、2 項基金繰入金500万円を追加し7,000万円とし、11 款1 項延滞金、加算金及び過料300万円を追加し330万4,000円とし、3 項雑入112万3,000円を減額し46万6,000円とし、歳入合計補正額は1,707万円を減額しまして14億9,086万2,000円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款1 項総務管理費20万4,000円を減額し422万3,000円とするものでございます。

2 款1 項療養諸費1,079万7,000円を減額し9億37万9,000円とし、2 項高額療養費21万8,000円を減額し1億3,281万2,000円とし、3

項助産諸費 84 万円を減額し 546 万円とし、4 項葬祭諸費 30 万円を減額し 20 万円とし、6 項出産育児諸費 1,000 円を減額し 3,000 円とするものでございます。

3 款 1 項後期高齢者支援金等は財源組み替えに伴うものでございます。

5 款 1 項老人保健拠出金 1,000 円を減額し 7,000 円とし、6 款 1 項介護納付金 7 万 8,000 円を減額し 7,136 万 3,000 円とし、7 款 1 項共同事業拠出金 26 万 2,000 円を追加し 1 億 9,459 万 6,000 円とするものでございます。

8 款 1 項特定健康診査等事業費 283 万 9,000 円を減額し 786 万 6,000 円とし、2 項保健事業費 42 万 8,000 円を減額し 453 万 6,000 円とし、9 款 1 項基金積立金 3 万円を追加し 6 万 8,000 円とし、12 款 1 項予備費 165 万 6,000 円を減額し 330 万 8,000 円とし、歳出合計補正額 1,707 万円を減額し 14 億 9,086 万 2,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分 237 万円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 53 万円、3 節介護納付金分現年課税分 41 万円を決算見込み額によりまして、それぞれ減額するものでございます。次に、2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分 411 万円、2 節後期高齢者支援金分現年課税分 120 万円、3 節介護納付金分現年課税分 87 万円をこれも決算見込み額によりましてそれぞれ減額するものでございます。

次の 7 ページをお願いいたします。3 款 1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分 1,012 万 2,000 円を決算見込み額によりまして減額するものでございます。内訳は、療養給付費等負担金 1,172 万円の減額、介護納付金負担金 2 万 4,000 円の減額、後期高齢者支援金負担金 162 万 2,000 円の追加でございます。

続きまして、下の 3 款 2 項 1 目財政調整交付金、1 節普通調整交付金 25 万 4,000 円を減額し、2 節特別調整交付金 376 万 9,000 円を追加し、次の 4 款 1 項 1 目療養給付費等交付金に 879 万 2,000 円を追加するものでございます。それぞれ申請額によるものでございます。

8 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目前期高齢者交付金 3,652 万 1,000 円を確定額によりまして減額するものでございます。中ほどから下になります。6 款 2 項 1 目 2 節特別調整交付金に 542 万 8,000 円を追加するものでございます。これは平成 25 年度現年分の国保税収納率向上等により追加交付されること

によります。

7款1項1目高額医療費共同事業交付金1,302万3,000円を減額し、2目保険財政共同安定化事業交付金に2,255万9,000円を追加するもので、それぞれ確定額によるものでございます。

9ページをお願いいたします。9款1項1目一般会計繰入金でございます。決算見込み額により1節保険基盤安定繰入金に437万7,000円を追加し、4節財政安定化支援事業繰入金260万9,000円を追加し、次に9款ですね、2項1目基金繰入金に500万円を追加するものでございます。これによりまして、基金の残高は約800万円ほどとなるものでございます。

11ページをお願いいたします。歳出でございます。

中ほど、2款1項1目19節一般被保険者療養給付費500万円、2目19節退職被保険者等療養給付費500万円をそれぞれ執行見込みによりまして減額するものでございます。

12ページをお願いいたします。真ん中の2款3項2目19節出産育児一時金でございます。15名から13名の見込みで2名減としまして84万円を減額するものでございます。

次に1ページ飛びまして14ページをお願いいたします。8款1項1目特定健康診査等事業費、13節委託料を、これも決算見込み額によりまして268万2,000円減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。12款1項1目予備費165万6,000円を減額するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 申し訳ございません。この16号議案の中で誤りがございましたので訂正をさせていただきたいと思っております。

1ページ目を御覧いただきますと、平成27年度南関町国民健康保険特別会計補正予算となっております。大変申し訳ございません。26年度に修正をお願いいたします。この次に、文章本文中にもございます平成27年度南関町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。というふうに、ここも27年度となっております。大変申し訳ございません。26年度に訂正をお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 今、総務課長からの説明よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） それでは次にいきます。建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第17号議案、平成26年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして御説明いたします

今回の補正は、決算見込みに伴うものでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ277万1,000円を減額し、それぞれの総額を1億5,329万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

2款繰入金は、1項一般会計繰入金を155万2,000円減額して1億555万1,000円とするものでございます。

3款諸収入は、2項雑入に240万4,000円を追加し304万2,000円とし、3項延滞金に5万2,000円を追加し5万3,000円とするものでございます。

6款分担金は、1項分担金を338万円減額して312万円とするものでございます。

7款使用料及び手数料は、1項使用料を29万6,000円増額して3,005万9,000円とし、2項手数料を3万1,000円減額して13万円とするものでございます。

8款県支出金は、1項県補助金を56万円減額して114万円とするものでございます。

歳入合計は277万1,000円を減額し、1億5,329万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費は、1項総務管理費を277万1,000円減額して6,714万5,000円とするものでございます。

歳出合計額は、277万1,000円を減額し1億5,329万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金は155万2,000円を減額するものです。3款諸収入、2項雑入は240万4,000円を追加するもので、これは落雷被害による災害共済金の入になります。3項延滞金につきましては5万2,000円を追加するものです。6款分担金につきましては、受益者分担金を338万円減額するもので、計画より加入者数が少なかったためでございます。7款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、29万6,000円を増額し、2項手数料は3万1,000円を減額するもので、内訳は工事店指定登録手数料を6万円減額し、督

促手数料を2万9,000円増額するものでございます。8款県支出金、1項県補助金は56万円を減額するもので、生活排水適正処理重点推進事業補助金を減額するものです。

8ページをお願いします。歳出でございます。

1款総務費につきましては、1項総務管理費の1目一般管理費を277万1,000円減額するもので、内訳は下水道排水設備工事費助成金を122万1,000円、消費税を155万円減額するものでございます。2目の浄化センター管理費においては特定財源を一般財源へ組み替えを行っております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第18号議案、平成26年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによるものでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ20万4,000円を減額し、それぞれ総額を481万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

2款使用料及び手数料を16万9,000円減額して154万7,000円とし、5款繰入金を3万5,000円減額して316万2,000円とし、歳入合計を481万1,000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費を20万4,000円減額して278万9,000円とし、歳出合計を481万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

2款使用料及び手数料の簡易水道使用料を16万9,000円減額し、5款繰入金、一般会計繰入金を3万5,000円減額するものでございます。

7ページは歳出でございます。

1款総務費の一般管理費を20万4,000円減額することとしております。内訳は、旅費が1万9,000円、消耗品が2万円、水質検査委託料が16万5,000円の減額でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(酒見 喬君) 福祉課長。

○福祉課長(北原宏春君) 第19号議案、平成26年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)につきまして御説明申し上げます。

今回の予算につきましては、決算見込み等により補正をお願いするものでございます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,597万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億42万円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

3 款1 項国庫負担金542万8,000円を追加し2億2,749万5,000円とし、2 項国庫補助金326万8,000円を追加し1億3,698万4,000円とするものでございます。

4 款1 項支払基金交付金904万9,000円を追加し3億7,450万5,000円とし、5 款1 項県負担金496万9,000円を追加し1億8,455万8,000円とし、3 項県補助金23万9,000円を減額し414万8,000円とするものでございます。

7 款1 項一般会計繰入金320万6,000円を追加し1億7,861万円とし、9 款4 項予防給付費収入29万4,000円を追加し755万7,000円とし、歳入合計補正額は2,597万5,000円を追加いたしまして、14億42万円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款1 項総務管理費96万6,000円を追加し179万8,000円とし、3 項介護認定審査会費26万5,000円を減額し1,328万円とし、2 款1 項介護サービス等諸費3,145万円を追加し11億1,535万3000円とし、2 項介護予防サービス等諸費125万円を減額し7,510万6,000円とし、3 項その他諸費2万8,000円を追加し130万円とし、4 項高額介護サービス等費100万円を追加し、2,839万6,000円とし、6 項特定入所者介護サービス等費76万3,000円を追加し、4,430万8,000円とするものでございます。

次に、4 款1 項介護予防事業費78万5,000円を減額し2,372万2,000円とし、2 項包括的支援事業費70万6,000円を減額し613万1,000円とし、3 項居宅介護支援事業費48万1,000円を減額し849万2,000円とし、8 款でございます。8 款1 項予備費474万5,000円を減額し6,217万7,000円とし、歳出合計補正額2,597万5,000円を追加し、14億42万円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明させていただきます。

まず、3 款1 項1 目介護給付費負担金、1 節現年度分に介護給付費国庫負担金5

42万8,000円を追加するもので、給付費の見込み増の事業費に対する施設分15%、その他分20%を見込んでいるところでございます。

3款2項1目調整交付金326万5,000円を給付費の見込み増に伴います負担割合により追加するものでございます。

次に、4款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分927万7,000円を給付費の見込み増により追加するものでございます。

下の5款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分496万9,000円を追加するもので、給付費の見込み増の事業費に対する施設分17.5%、その他分12.5%を見込んでいるところでございます。

7ページをお願いいたします。中程になります。7款1項1目介護給付費繰入金でございます。給付費の見込み増の事業費に対する12.5%、399万8,000円を見込んでいるところでございます。

8ページをお願いいたします。歳出でございます。

下になります。下の2款1項1目居宅介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金に2,160万8,000円を、3目施設介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金に1,876万円をそれぞれ見込み増により追加するものでございます。

9ページをお願いいたします。中ほどの2款1項9目地域密着型介護サービス給付費、19節負担金、補助及び交付金847万4,000円を給付費の見込み額により減額するものでございます。

続いて11ページをお願いいたします。上になります。2款4項1目高額介護サービス費、19節100万円を見込み増により追加するものでございます。

飛びまして14ページをお願いいたします。最後のページになります。8款1項1目予備費474万5,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第20号議案、平成26年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、決算見込みによりますものでございます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,458万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,300万2,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。

1 款 1 項 介護給付費収入を 1,250 万 5,000 円減額し、1 億 5,184 万 2,000 円とするものでございます。3 項 自己負担金を 204 万円減額し、2,521 万 7,000 円とするものでございます。

10 款 2 項 雑入を 4 万 3,000 円減額し、44 万 1,000 円とするものでございます。

歳入総額 1,458 万 8,000 円を減額し、2 億 5,300 万 2,000 円とするものでございます。

3 ページをお願いします。歳出でございます。

1 款 1 項 施設管理費 270 万 5,000 円減額し、1 億 4,927 万 7,000 円とするものでございます。2 項 研究研修費 3 万 3,000 円を減額し、9 万 5,000 円とするものでございます。

2 款 1 項 居宅サービス事業費を 58 万 5,000 円減額し、583 万 1,000 円とするものでございます。2 項 施設介護サービス事業費を 42 万 8,000 円減額し、1,842 万 5,000 円とするものでございます。

次に、4 款 1 項 予備費として、予算調整いたしまして 1,083 万 7,000 円を減額し、7,508 万 9,000 円とするものでございます。

歳出総額 1,458 万 8,000 円を減額し、2 億 5,300 万 2,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いします。歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 居宅介護サービス費を 1,020 万 5,000 円減額するものでございます。内訳として、訪問介護費 480 万 5,000 円減額し、通所介護費 410 万円減額、短期入所生活介護費 130 万円減額。また、2 目 施設介護サービス費を 230 万円減額しております。

次に、1 款 3 項 1 目 自己負担金は、204 万円減額しております。内訳は、訪問介護 53 万 4,000 円の減額、通所介護 45 万円の減額、短期入所生活介護 17 万円の減額、施設介護は 13 万 1,000 円の増額としております。5 節 食費自己負担金が 95 万 4,000 円の減額、6 節 居住費自己負担金が 6 万 3,000 円の減額となっております。

また、7 ページの雑入を 4 万 3,000 円減額しております。

以上が歳入の補正となります。

8 ページをお願いします。歳出でございます。

歳出の補正は、不用額による補正となります。

1 款 1 項 1 目 一般管理費を 270 万 5,000 円減額するものでございます。主なものとして、4 節 共済費を 25 万 2,000 円減額、7 節 賃金を 210 万円減額

するものでございます。

9ページをお願いします。2款1項1目居宅介護サービス事業費、11節需用費の燃料費を35万円減額するものでございます。

最後のページになります。予備費につきましては、予算調整いたしまして1,083万7,000円減額し7,508万9,000円とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくをお願いします。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第21号議案、平成26年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、主に決算見込みに伴うものでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ378万1,000円を追加し、それぞれの総額を1億827万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金を87万5,000円減額して432万5,000円とし、2款使用料及び手数料の1項使用料に225万2,000円を追加して2,964万8,000円とし、2項手数料に2万9,000円を追加し3万円とし、3款国庫支出金を548万1,000円増額して1,251万9,000円とし、4款県支出金に5万2,000円を追加して214万2,000円とし、5款繰入金に271万1,000円を追加して3,136万4,000円とし、7款諸収入に3万4,000円を追加して36万7,000円とし、8款町債を590万3,000円減額して1,979万7,000円とするものでございます。

歳入合計を378万1,000円増額し、1億827万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出につきましては、1款総務費を40万円減額して3,446万8,000円とし、2款事業費を537万9,000円減額して4,821万2,000円とし、4款予備費に956万円を追加して976万円とするものでございます。

歳出合計は378万1,000円を増額し、1億827万6,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。

1款分担金及び負担金につきましては、受益者分担金を87万5,000円減額するもので、これは設置者が計画よりも少なかったためでございます。

2款使用料及び手数料につきましては、1項浄化槽使用料に225万2,000

円を追加するものでございます。

3 款国庫支出金につきましては、浄化槽整備推進事業国庫補助金を 5 4 8 万 1, 0 0 0 円増額するもので、これは決算見込みに伴うものでございます。

飛びまして、5 款繰入金につきましては、一般会計繰入金に 2 7 1 万 1, 0 0 0 円を追加いたします。

飛びまして、8 款町債は、5 9 0 万 3, 0 0 0 円を減額いたします。決算見込みに伴うものでございます。

8 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費につきましては、一般管理費を 4 0 万円減額いたします。これは決算見込みにより、浄化槽のプロワー等の消耗品を減額するものでございます。

2 款事業費につきましては、浄化槽建設費を 5 3 7 万 9, 0 0 0 円減額しております。主に浄化槽設置工事の不用額の減額でございます。

4 款予備費につきましては、9 5 6 万円を追加しております。これにつきましては、補助金の年度間調整額の財源となるべきものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） ここで 1 0 分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 0 分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でありましたので、これを続行します。福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第 2 2 号議案、平成 2 6 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2, 9 2 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 6 万円を追加し 7, 3 7 1 万円とし、2 款 1 項手数料 1 万円を追加し 1 万 2, 0 0 0 円とし、歳入合計補正額 7 万円を追加し 1 億 2, 9 2 6 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 6 万円を追加し 1 億 2, 8 4 3 万 1, 0 0

0円とし、4款1項予備費1万円を追加し35万2,000円とし、歳出合計補正額7万円を追加し1億2,926万4,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。

1款1項2目普通徴収保険料、2節滞納繰越分に6万円を追加するもので、決算見込みによるものでございます。

2款1項2目1節督促手数料に1万円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金の被保険者保険料負担金を決算見込みにより6万円を追加し、4款1項1目予備費に1万円を追加するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしく願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 第23号議案、平成26年度南関町宅地分譲事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,667万2,000円減額し、それぞれ総額をゼロ円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入は1項財産売払収入を5,667万2,000円減額し、ゼロ円とするものでございます。歳入合計も同額となります。

3ページは歳出でございます。

1款事業費は、1項宅地分譲事業費を5,667万2,000円減額し、ゼロ円とするものでございます。これも歳出合計と同額でございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

1款財産収入は、1項財産売払収入、1目及び1節土地売払収入を5,667万2,000円減額してゼロ円とするものでございます。

7ページは歳出でございます。

1款事業費は、1項及び1目宅地分譲事業費、28節繰出金を5,667万2,000円減額してゼロ円とするものでございます。

いずれも事業の遅れにより分譲にいたらなかったことによるものでございます。平成27年度予算として改めて提案をさせていただくことといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしく願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 第24号議案、平成27年度南関町一般会計予算について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億843万円と定めるものでございます。前年度は骨格予算でありましたので、50億5,078万7,000円に対しまして9億5,764万3,000円の増で、18.96%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出予算の歳入でございます。1款町税、1項町民税3億1,927万9,000円、2項固定資産税5億8,111万7,000円、3項軽自動車税3,373万7,000円、4項町たばこ税7,732万2,000円、7項入湯税1,160万円といたしまして、1款町税合計といたしまして昨年比2,334万4,000円減額をいたしまして、10億2,305万5,000円としております。減比は前年比2.2%減となっております。

2款の地方譲与税、1項地方揮発油譲与税1,900万円、2項自動車重量譲与税4,200万円、合計昨年比400万円増額をいたしまして、7%の増額で6,100万円でございます。

3款利子割交付金でございます。120万円を計上しております。20万円減といたしまして14.3%のマイナスでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金でございます。20万円といたしまして、昨年と同額でございます。

6款地方消費税交付金でございます。1億4,360万円を計上いたしております。2,000万円の増額で16.2%の増でございます。

7款のゴルフ場利用税交付金1,030万円でございます。昨年比といたしまして60万円、5.5%を減額しております。

8款自動車取得税交付金730万円でございます。前年比24.7%の減額でございます。

9款地方特例交付金230万円を計上しております。60万円、35.3%の増額でございます。

10款地方交付税17億8,000万円を計上しております。昨年比4,000万円の増額で、2.3%の増額でございます。

11款交通安全対策特別交付金115万7,000円でございます。昨年比19万円の減額で14.1%の減となっております。

12款分担金及び負担金、1項分担金でございます。30万円、2項負担金9,360万5,000円、合計いたしまして9,390万5,000円となっております。昨年比557万5,000円の減額となっております。5.6%の減でございます。

ます。

13款使用料及び手数料、使用料1億702万円、2項手数料1,483万4,000円、合計いたしまして1億2,185万4,000円で、昨年比200万3,000円の増額でございます。

14款国庫支出金、国庫負担金3億4,627万6,000円、2項国庫補助金5億7,895万1,000円、3項国庫委託金261万9,000円、合計をいたしまして9億2,784万6,000円ですが、昨年比2億3,499万7,000円の増額となっております。これは33.9%の増となっております。

15款県支出金、1項県負担金2億1,630万2,000円、2項県補助金1億7,886万6,000円、3項県委託金2,920万4,000円、合計いたしますと4億2,437万2,000円となりますが、昨年比9,425万1,000円、28.6%の増でございます。

16款財産収入といたしまして256万円、昨年比11万1,000円の減額、4.1%の減額としております。

17款寄附金200万1,000円としております。昨年から比較をいたしますと91万円増額をいたしております。

18款繰入金、1項基金繰入金2億6,753万円、2項特別会計繰入金5,667万2,000円、合計3億2,420万2,000円となっておりますが、合計額昨年比ですが、1億7,738万6,000円の増となっております。

19款繰越金、1億円を見込んでおります。昨年と同額でございます。

20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料52万7,000円、2項町預金利子20万円、3項受託事業収入785万9,000円、4項雑入1億1,309万2,000円となっております、合計1億2,167万8,000円、1億171万6,000円の増となっております。

21款町債でございます。8億5,890万円を計上しておりますが、前年比3億1,420万円の増となっております。

歳入合計は、60億843万円となっているところでございます。

歳出です。1款議会費、1項議会費でございます。8,944万9,000円、4.1%の増となっております。

2款総務費、1項総務管理費5億4,097万8,000円、2項徴税费1億604万3,000円、3項戸籍住民基本台帳費2,404万5,000円、4項選挙費1,898万6,000円、5項統計調査費993万8,000円、6項監査委員費137万8,000円、合計いたしますと総合計が7億136万8,000円となりまして、昨年比8,302万9,000円、13.4%の増でございます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長にお願いします。昨年度の金額はいいですから何パーセントのプラスマイナスで言ってください。

○総務課長（永松泰子君） 承知しました。

3款民生費、1項社会福祉費11億7,664万円、2項児童福祉費4億6,779万9,000円、合計16億4,443万9,000円で1.9%の増でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費2億4,519万4,000円、2項清掃費2億1,708万8,000円、3項水道費292万3,000円、合計が4億6,520万5,000円で42.4%の減額でございます。

6款農林水産業費、1項農業費2億7,673万9,000円、2項林業費1,158万4,000円、合計2億8,832万3,000円で29.2%の増額でございます。

6款商工費、1項商工費8,876万円でございます。17.8%の増でございます。

7款土木費、1項土木管理費7,880万1,000円、2項道路橋梁費9億3,564万2,000円、3項河川費410万7,000円、4項住宅費7,498万2,000円、5項下水道費1億1,639万4,000円、6項浄化槽整備推進事業費2,757万2,000円、総合計が12億3,749万8,000円で356.6%の増でございます。

8款消防費、1項消防費、2億63万6,000円でございます。17.5%の増でございます。

9款教育費、1項教育総務費4,229万8,000円、2項小学校費9,656万5,000円、3項中学校費9,563万4,000円、4項社会教育費1億367万9,000円、5項保健体育費2億9,178万1,000円、合計6億2,995万7,000円です。13.9%の増になっております。

10款災害復旧費は、存目で同様でございます。1項農林水産施設災害復旧費1,000円、2項公共土木施設災害復旧費1,000円、合計2,000円で前年度と変わりません。

11款公債費、1項公債費は6億5,476万7,000円、前年比5%の増でございます。

12款予備費、802万6,000円でございます。前年比0.8%の増でございます。

合計60億843万円、18.96%の増となっております。

次に、7ページ、債務負担行為、これは継続契約を締結したもの、またはする予定のものでございます。

次のページをお開けください。8ページでございます。

地方債は第3表のとおりでございます。

次に、11ページをお開きください。歳入でございます。主なものだけを御説明いたします。

1款町税、1項町民税、1目個人、節で申し上げます。現年課税分2億6,245万4,000円です。2目法人税、1節現年課税分5,482万4,000円、法人の225社分でございます。

同じく1款町税、2項の固定資産税でございます。1目固定資産税の現年課税分が5億7,795万1,000円としております。平成27年度が評価替えによるものでございます。

同じく町税3項軽自動車税、1目軽自動車税の現年課税分といたしまして、3,353万7,000円を計上しております。

次のページ、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金でございます。1億4,360万円でございます。従来分が9,890万円と増税分が4,470万円でございます。

次のページをお開けください。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税の1節でございます。17億8,000万円としております。これは、昨年比2.3%の増となっております。

12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生費負担金でございます。児童福祉費負担金、節の中で放課後健全育成事業等負担金201万円を計上しておりますが、月5,000円掛けるの30人掛けるの十一月としております。それから保育所利用者負担金につきましては、27年度の入所見込み児童数を3,168人と見込んで4,468万6,000円としているものでございます。

それから3節老人福祉費負担金の老人ホーム市町村負担金につきましては、入所者18人の十二月で計上しております。3,222万円でございます。

3目衛生費負担金です。1節保健衛生費負担金、火葬場の和水町の負担金でございますが、管理費から収入を差し引きまして4割の負担分で621万3,000円としております。

次のページをお開けください。16ページでございます。13款使用料及び手数料、2項手数料の中の3目衛生費手数料といたしまして、ごみ収集手数料がございます。3種類の袋及び粗大ごみシール代で792万4,000円を計上しているところでございます。

17ページ、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。この社会福祉費国庫負担金の中で障害者総合支援給付費国庫負担金は、国

庫が2分の1を負担するもので、1億3,542万5,000円となっております。

3節の児童福祉費国庫負担金も保育所等の給付費国庫負担金でございますが、これも国の町支弁額から国基準額を差し引いた残額の2分の1ということで8,503万3,000円を計上いたしております。

13節児童手当国庫負担金でございます。ゼロ歳から3歳までが194人、3歳以上小学校終了までが629名、中学生が249名、特例給付が11名でございます。合わせて1億355万6,000円でございます。この国庫は約3分の2を負担するものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。1目総務費国庫補助金で、社会保障税番号制度事務費補助金がございます。これは100%補助でございます。地方公共団体情報システム機構に委託するものでございます。2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金の中で、臨時福祉給付金給付事業国庫補助金、これも100%でございます。低所得者層へ一人当たり6,000円を支給すると、それ及び事務費でございます。2,021万4,000円を計上しております。

同じく、3節児童福祉費国庫補助金になります。子育て世帯臨時特例給付事業補助金、これも100%でございます。児童手当の受給者を対象にしております。1,200人掛ける3,000円と、それから事務費を入れまして463万7,000円を計上いたしております。

次のページをお開けください。14款国庫支出金、国庫補助金2項です。1節道路橋梁国庫補助金でございます。これは、5億219万7,000円といたしまして、社会資本整備総合交付金と防災安全交付金の大体うちの歳出の予算の6割を補助としてそこに計上いたしております。

それから同じく2節住宅費国庫補助金でございますが、社会資本整備交付金として2,127万円を計上しております。これは高久野団地の外壁の改修工事の2分の1ということにしております。

それから5目消防費国庫補助金でございます。750万円を消防防災施設整備費補助金に計上いたしておりますが、防火水槽3基分の2分の1を計上させていただいております。

次の19ページ、15款県支出金、県負担金、1目民生費県負担金でございます。先ほど国の分で申し上げましたが、社会福祉費の県負担金といたしまして障害者総合支援給付費県負担金は県が4分の1を負担します。6,876万2,000円です。

続きまして、3節の児童福祉費県負担金、こちらも保育所の給付費の県負担金でございます。県は4分の1の負担金で4,251万6,000円でございます。それから13節児童手当県負担金2,259万2,000円、先ほど申し上げました合計

1,083名の6分の1でございます。

次のページ、20ページをお開けください。15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金でございます。2節環境対策費県補助金といたしまして5,000万円、産業廃棄物処理施設モデル事業交付金として熊本県から補助を受けるものでございます。

続きまして、21ページ、15款県支出金、3項県委託金、1目総務費県委託金の次のページをお開けください。5節の選挙費県委託金でございます。熊本県知事選挙県委託金でございますが、607万4,000円を計上いたしております。平成28年3月の末に執行予定の県の委託金でございます。

続きまして、次のページ、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございます。2億4,000万円を繰り入れる予定としております。一般財源に充てるもので、事業といたしまして優先順位を付けてどうしても先送りできない事業を実施するようにしておりますが、財政が厳しい状況にあるということでございます。次に、3目ふるさとづくり基金繰入金ですが、2,733万円を計上しております。これは渇水対策などに充てるものでございます。

18款繰入金、2項特別会計繰入金でございます。3目宅地分譲事業特別会計繰入金でございます。5,667万2,000円を計上いたしております。宅地分譲の際、売り払い分を特別会計から一般会計へ繰り入れるものでございます。後にこの同額をふるさとづくり基金に積み立てるものとしております。

次、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で純繰越金を昨年度と同様1億円を見込んでいるところでございます。

次のページ、20款諸収入、4項雑入、2目雑入でございます。中ほどにスポーツ振興くじ地域スポーツ施設整備助成金1億円とございます。通称TOTOと呼ばれているものでB&Gのプール改修の一部に充てるものでございます。

28ページをお開けください。歳出でございます。これも主なものだけ、節部分で御説明をさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ただいまから東日本大震災の被害により犠牲となられました方々の御冥福を祈り、1分間の黙祷をささげたいと思います。皆さま御起立をお願いします。

黙祷。

（黙祷）

○議長（酒見 喬君） 黙祷終わります。御着席ください。

説明を続けてください。

○総務課長（永松泰子君） 歳出でございます。主なものだけを御説明をいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。1節の報酬でございます。区長報酬を1,573万5,000円計上しております。これは4,800円掛ける3,278戸分で計上いたしております。

次のページをお開けいただいて、31ページを御覧ください。19節負担金、補助及び交付金でございます。中ほどに有明広域行政事務組合共通経費負担金としまして912万円を計上しているものでございます。

続きまして、33ページをお開けください。同じく総務管理費の中の5目財産管理費でございます。15節工事請負費801万7,000円を計上いたしております。これは、施設整備工事といたしまして、庁舎書庫の賃貸借契約が満了になることによりまして返還をする必要があります。それで書庫を解体するための工事でございます。また、現状の回復をする工事も含めております。

続きまして、次のページ、34ページをお開けください。13節委託料でございます。この中の路線バス運行委託料1,091万円を計上しておりますが、これは西鉄の西鉄バス大牟田に委託をしております庄山線の委託料でございます。同じく19節負担金、補助及び交付金でございます。地方バス運行等特別対策運行費の補助金でございますが、2,895万8,000円でございます。産交バスと西鉄バスへの補助金でございます。

それから一番下、社会保証税番号制度事務負担金といたしまして367万9,000円ですが、先ほど歳入のほうで申し上げました地方公共団体情報システム機構へ支払うものでございます。

次に、36ページをお開けください。同じく一般管理費の12目電子計算費でございます。13節委託料の中で2,504万8,000円を計上いたしております。総合行政システムの機器の賃貸借契約期間が平成27年11月末で終了いたします。それで、そのところで今回、機器を更新する必要がありましたが、12月からクラウドシステムへ移行することとして、今回計上させていただいております。中身につきましては、システム委託料ですとか、その中には4月から11月までの委託料と、それから今回クラウドシステムに変えることに伴う委託料等が入っているものでございます。

それから14節使用料及び賃借料2,505万5,000円としておりますが、これもこの中の総合行政システム機器等賃借料が2,118万3,000円ということで、これもクラウドシステム移行によるものが影響するものでございます。

37ページでございます。16目まちづくり推進事業費でございます。15節工事請負費に1,200万円を計上いたしております。これはグリーンヒル二城の飲料水供給施設として井戸の掘削工事でございます。

次のページをお開けください。38ページでございます。先ほどから何度かこの金額が出ておりますが、25節積立金でございます。5,667万2,000円、南関町ふるさとづくり基金積立金に積み立てるものでございます。分譲した支払金額を特会に入りますので、特別会計から一般会計へ入れて、一般会計からふるさとづくり基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、総務費2項の町税費の中の2目で賦課徴収費でございます、13節委託料を御覧ください。土地家屋評価委託料としております。家屋と土地の評価及び不動産公売物件の鑑定も含めて544万8,000円を計上いたしておるところでございます。

次は、飛びますが42ページをお開けください。2款総務費、4項選挙費、6目熊本県知事選挙費でございます。総額607万4,000円を計上いたしております。平成28年3月末に執行予定となっております熊本県知事選挙用でございます。

続きまして、44ページをお開けください。2款総務費、5項統計調査費で8目でございます。国勢調査費といたしまして454万円を計上しております。平成27年10月1日を基準日として国勢調査を行いますので、その経費でございます。

次は、47ページをお開けください。3款民生費、1項社会福祉費、19節負担金、補助金及び交付金の三つ目でございます。先ほど歳入のところでも申し上げましたが、臨時福祉給付金として1,800万円を計上しております。消費税負担緩和のために低所得者へ一人当たり6,000円を支給するものでございます。

次に、49ページをお開けください。3款民生費、1項社会福祉費の28節繰出金でございます。保険基盤安定繰出金、国民健康保険特別会計繰出金として、7,529万6,000円を計上しておりますが、昨年比683万6,000円の増、9.9%の増でございます。

飛んで、55ページへお願いします。同じく12目介護保険費でございます。28節繰出金1億8,494万7,000円を介護保険特別会計繰出金として計上しているところですが、昨年比1,900万7,000円を増額いたしております。5.8%の増としております。

次のページをお開けください。同じく繰出金でございますが、5,648万5,000円を計上しております。後期高齢者特別会計の繰り出しになるわけですが、昨年比46万3,000円増で0.8%の増額でございます。

続きまして、57ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の19節負担金、補助及び交付金でございますが、下から2行目を御覧ください。私立保育所等給付費負担金として2億3,006万2,000円を計上しております。これは、こどもの丘保育園に1億9,823万5,800円、ひまわり幼稚園に3,

182万5,500円を負担するものでございます。

続きまして、59ページをお願いいたします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、13節委託料でございます。予防接種委託料として2,557万9,000円を計上いたしております。

次に、61ページをお開けください。4款衛生費、1項保健衛生費、委託料の一番下の部分でございます。火葬場の整備をするに当たりまして、基本計画を策定する業務委託料で432万円を計上しているところでございます。

続きまして、63ページをお開けください。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、19節負担金、補助及び交付金でございます。これは金額が非常に大きいものですからここに上げさせていただきますが、有明広域行政事務組合清掃施設管理運営費負担金が8,975万4,000円、有明広域行政事務組合衛生費負担金が4,101万円でございます。そして、有明広域行政事務組合1市3町清掃施設建設費負担金が4,275万8,000円を計上しているところでございます。

同じく清掃費の中の2目塵芥処理費、13節委託料でゴミ収集委託料といたしまして2,744万4,000円を計上いたしております。

次のページをお開けください。64ページでございます。4款衛生費、3項水道費、2目簡易水道施設費に簡易水道特別会計に繰り出すものでございますが、292万3,000円、これは昨年と同額でございます。

次に67ページをお開けください。5款農林水産業費、1項農業費、19節負担金、補助及び交付金でございますが、町土地改良区の補助金といたしまして、1,525万7,000円、県営土地改良事業負担金といたしまして2,200万円、多面的機能支払事業といたしまして3,668万6,000円を計上いたしております。

次に、70ページをお開けください。15目の中山間地域対策事業費の中の19節負担金、補助金及び交付金でございます。4,006万円を計上しておりますが、中山間地域等直接支払交付金といたしまして、急傾斜地及び緩傾斜地の田畑を対象に交付をするものでございます。

それから同じページ、20目人・農地問題解決推進事業費の19節でございます。負担金、補助及び交付金でございますが、1,275万円を計上しております。青年就農給付金で個人として7人、夫婦型1組分でございます。

次は、72ページをお開けください。6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、19節負担金、補助及び交付金でございます。商工会への補助500万、TMO事業補助金といたしまして144万円、合計644万円を計上しているものでございます。

次に、75ページをお開けください。6款商工費、1項商工費、11目南の関う

から館費でございます。13節委託料1,450万円は指定管理料といたしまして、株式会社グッドスタッフに対して支払うものでございます。15節工事請負費1,120万2,000円は、南の関うから館の営繕工事といたしまして大浴場照明更新等でございます。

次は、77ページをお開けください。7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で15節工事請負費でございます。4,540万円維持工事としてあげておりますが、これは各校区の維持補修等でございます。

次に、3目道路新設改良費、13節委託料の一番下になります道路改良事業委託料。これは6月ぐらいに協定をまた新たに結び、委託の契約を熊本県とする予定にしております町道米田・鬼王線の事業を県に委託するもので、5億1,679万8,000円を計上しております。

それから15節の工事請負費、2億7,599万円は改良舗装工事等でございますが、関村・田原線、これは延長300メートルでございます。巖・今線の改良延長171メートル、舗装600メートルほか5路線でございます。

17節公有財産購入でございます。5,250万8,000円を用地費として計上しておりますが、墨摺川用地費などがございます。

次に、79ページをお開けください。7款土木費、4項住宅費、15節工事請負費でございます。4,679万4,000円を計上しておりますが、長寿命化型改善工事で高久野団地屋上及び外壁の改修工事でございます。

それから25節積立金といたしまして1,001万6,000円を定住促進住宅整備改修費基金積立金としております。現在の積立額は3,001万5,042円でございます。

次に、7款土木費、5項下水道費、1目下水道整備費の繰出金でございますが、1億1,639万4,000円を繰り出す予定にしております。昨年比9.3%の増でございます。

同じく土木費でございます。6項浄化槽整備推進事業費、この浄化槽整備推進事業特別会計繰出金といたしまして、2,757万2,000円を繰り出すこととしておりますが、昨年比0.6%の減でございます。

次のページをお開けください。80ページでございます。8款消防費、1項消防費、1目常備消防費でございます。19節負担金、補助及び交付金に1億2,652万8,000円を計上しておりますが、そのうち有明広域行政事務組合消防費負担金が1億2,073万5,000円でございます。

次に、2目非常消防費でございます。1節報酬に1,325万7,000円を消防団員報酬としております。現在の消防団員は485名でございますが、500名分

として予算化をいたしているところでございます。

次に、3目消防施設費、15節工事請負費でございます。1,825万円を計上しておりますが、防火水槽の建設及び防火水槽の上蓋設置の工事でございます。上蓋設置は5カ所、それから防火水槽の新設は3カ所を見込んでおります。

続きまして、飛びますが、89ページをお開けください。9款教育費、3項中学校費でございます。15節工事請負費5,468万8,000円を施設整備工事として上げておりますが、南関中学校の普通教室の空調設置の工事でございます。

次に、96ページをお開けください。社会教育費の中の11目教育活動促進事業費でございます。8節報償費といたしまして、学校応援団や放課後子ども教室のコーディネーターへの謝礼ということで299万9,000円を計上しているところでございます。

それから同じく9款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費の8節報償費に203万3,000円を計上しておりますが、このうちには小学校の運動部を社会体育へ移行させるための運動部活動地域連携再構築研究協議会というのを発足させておりますが、その謝礼等も含まれているところでございます。

続きまして、101ページをお開けください。9款教育費、5項保健体育費、3目海洋センター施設費でございます。その15節工事請負費でございますが、2億1,998万9,000円、施設整備工事費としてB&Gプールの改修工事をする予定にしております。

続きまして、102ページをお開けください。11款公債費、1項公債費、1目元金、23節償還金、利子及び割引料といたしまして5億9,148万5,000円を地方債の元金償還金として計上いたし、また2目で利子といたしまして6,328万2,000円として利息を6,268万7,000円を計上いたしたところでございます。

以上で、平成27年度南関町一般会計予算につきましての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時12分

再開 午後3時24分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第25号議案、平成27年度南関町国民健康保険特別会計

予算につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億、3,004万2,000円と定めるものでございます。前年度対比10.52%増の予算編成とさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款1 項国民健康保険税2億3,338万4,000円でございます。前年度対比13.62%の増でございます。

2 款1 項手数料20万円でございます。前年と同額でございます。

3 款1 項国庫負担金2億6,632万5,000円でございます。前年度対比マイナス0.93%でございます。2 項国庫補助金1億5,406万9,000円でございます。前年度対比3.18%の増でございます。

4 款1 項療養給付費等交付金8,655万2,000円でございます。前年度対比マイナス18.78%でございます。

5 款1 項前期高齢者交付金3億2,037万2,000円でございます。前年度対比1.31%の増でございます。

6 款1 項県負担金1,175万6,000円でございます。前年度対比15.55%の増でございます。2 項県補助金7,228万3,000円でございます。前年度対比10.35%の増でございます。

7 款1 項共同事業交付金4億877万8,000円でございます。前年度対比10.72%の増でございます。

9 款1 項他会計繰入金7,529万6,000円でございます。前年度対比マイナス43.58%でございます。

10 款1 項繰越金2,000円でございます。

11 款1 項延滞金加算金及び過料30万4,000円でございます。3 項雑入72万1,000円でございます。

歳入合計金額16億3,004万2,000円を計上するものでございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費455万4,000円で、前年度対比9.89%の増でございます。1 項総務管理費442万6,000円、3 項運営協議会費12万8,000円でございます。

2 款保険給付費10億1,455万4,000円で、前年度対比マイナス1.23%でございます。1 項療養諸費8億8,005万9,000円、2 項高額療養費1億2,863万円、3 項助産諸費546万円、4 項葬祭諸費40万円、5 項移送費2,000円、6 項出産育児諸費3,000円でございます。

3款1項後期高齢者支援金等1億6,755万5,000円でございます。前年度対比5.52%の増でございます。

4款1項前期高齢者納付金等17万2,000円でございます。前年度対比49.57%の増でございます。

5款1項老人保健拠出金7,000円でございます。前年度対比マイナス12.5%でございます。

6款1項介護納付金6,904万2,000円でございます。前年度対比、マイナス3.36%でございます。

7款1項共同事業拠出金3億4,796万6,000円でございます。前年度対比79.28%の増でございます。

8款保健事業費1,853万6,000円で、前年度対比18.6%の増でございます。1項特定健康診査等事業費1,019万2,000円、2項保健事業費834万4,000円でございます。

11款1項償還金、及び還付加算金60万5,000円でございます。前年度と同額でございます。

4ページをお願いいたします。12款1項予備費といたしまして705万1,000円でございます。

歳出合計金額16億3,004万2,000円を計上するものでございます。

7ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税でございます。1節医療給付費分現年課税分1億3,974万7,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分4,628万2,000円、3節介護納付金分現年度課税分1,451万9,000円を見込んでいるところでございます。2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年度課税分1,419万1,000円、2節後期高齢者支援金分現年課税分480万3,000円、3節介護納付金分現年課税分334万2,000円を見込んでいるところでございます。これらにつきましては、平成27年度からの国保税率の改定を見込んでの計上でございます。

8ページをお願いいたします。中ほどの3款1項1目療養給付費等負担金、1節現年度分2億5,456万8,000円でございます。主なものといたしまして、療養給付費等負担金の1億8,677万9,000円でございます。下の2目1節の高額医療費共同事業国庫負担金999万9,000円でございます。給付費の4分の1の補助でございます。

続きまして、3款2項1目財政調整交付金でございます。1節普通調整交付金1

億2,220万4,000円、2節特別調整交付金3,186万5,000円を見込んでいます。

9ページをお願いいたします。4款1項1目療養給付費等交付金でございます。1節現年度分8,655万1,000円でございます。

5款1項1目前期高齢者交付金でございます。1節現年度分3億2,037万1,000円でございます。

中段から下になります。6款2項1目財政調整交付金でございます。1節普通調整交付金6,767万4,000円、2節特別調整交付金460万9,000円でございます。

下の7款1項1目1節高額療養共同事業交付金1,958万6,000円でございます。

10ページをお願いいたします。上から2目保険財政共同安定化事業交付金3億8,919万2,000円でございます。

9款1項1目一般会計繰入金でございます。1節保険基盤安定繰入金4,908万7,000円、4節財政安定化支援事業繰入金1,801万5,000円を見込んでいます。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

13ページ中ほどの2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節8億600万円、2目退職被保険者等療養給付費、19節6,600万円を見込んでいます。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、19節1億1,760万円、2目、一番下になりますが、退職被保険者等高額療養費、19節1,080万円を見込んでいます。

14ページをお願いいたします。14ページ中ほどの2款3項2目出産育児一時金、19節546万円でございます。これは13名分を見込んでのことでございます。

15ページをお願いいたします。これも中ほどの3款1項1目後期高齢者支援金でございます。19節1億6,754万4,000円でございます。

16ページをお願いいたします。中ほどで、6款1項1目介護納付金でございます。19節6,904万2,000円でございます。

下の7款1項1目高額医療費拠出金、19節4,049万8,000円でございます。主なものといたしまして、高額医療費共同事業医療費拠出金3,999万8,000円でございます。

17ページをお願いいたします。上から8款1項1目特定健康診査等事業費でござ

ございます。13節委託料935万7,000円で健康診査委託料として計上させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第26号議案、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額を1億6,200万7,000円とするものでございます。前年度予算と比べ6.1%の増となっております。

2ページをお願いします。歳入でございます。

2款繰入金が1億1,639万4,000円、一般会計繰入金でございます。9.3%の増でございます。

3款諸収入が1,000円、延滞金でございます。同額でございます。

4款町債が780万円でございます。10.3%の減です。

6款分担金が650万円、加入分担金でございます。前年と同額でございます。

7款使用料及び手数料が3,031万2,000円、使用料、手数料でございます。1.3%の増でございます。

8款県支出金が100万円、公共下水道費県補助金でございます。前年と同額でございます。

歳入合計が1億6,200万7,000円でございます。6.1%の増でございます。

3ページ、歳出でございます。

1款総務費が6,887万1,000円、総務管理費でございます。0.7%の増でございます。

2款事業費が1,559万6,000円、公共下水道事業費でございます。これにつきましては204.9%の増となっております。

3款公債費が7,654万円でございます。1.9%の減となっております。

4款予備費が100万円でございます。これは前年と同額でございます。

歳出合計が1億6,200万7,000円でございます。6.1%の増でございます。

4ページの第3表地方債につきまして説明いたします。公共下水道事業のため限度額を780万円とするものでございます。

7ページをお願いします。歳入についての説明でございます。

2款繰入金は1億1,639万4,000円、一般会計繰入金で前年度より992

万1,000円の増でございます。

3款諸収入の延滞金は1,000円で前年度同額でございます。

4款町債は、公共下水道債が780万円で前年度より90万の減額でございます。

6款分担金は650万円、受益者分担金で前年度と同額でございます。

7款使用料及び手数料は、1項使用料が総務費使用料3,020万1,000円で、前年度より43万8,000円の増額でございます。2項手数料が総務手数料11万1,000円で、これにつきましては指定工事店登録手数料などで、前年度より5万円の減額でございます。

次ページをお願いします。8款県支出金は、公共下水道費県補助金が100万円で、生活排水適正処理重点推進事業補助金で、前年度と同額でございます。

9ページをお願いします。歳出についての説明でございます。

1款総務費は、1目一般管理費が582万6,000円で、前年度より136万5,000円の増額でございます。これは消費税の増額見込みによるものです。また、主なものといたしましては、19節負担金、補助及び交付金に下水道排水設備工事費助成金として200万円、27節公債費に消費税分として340万円を計上いたしております。2目浄化センター管理費が6,304万5,000円で、前年度より88万4,000円の減額でございます。主な内容といたしましては、13節の設計委託料の871万6,000円と浄化センター維持管理業務委託料の4,428万円でございます。

2款事業費は、公共下水道建設費の1,559万6,000円で、前年度より1,048万1,000円の増額でございます。13節の下水道事業計画策定業務委託料として991万5,000円を計上いたしております。

3款公債費は、地方債の元金償還金が6,277万2,000円で、前年度より54万2,000円の減額、利子償還金が1,376万8,000円で、前年度より1,001万1,000円の減額でございます。

4款予備費が100万円で前年度と同額でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第27号議案、平成27年度南関町簡易水道事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を460万5,000円とするものでございます。前年度と比べ24.9%の減となっております。

2ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料が168万1,000円。これは使用料、手数料でございます。前年比2%の減でございます。

5 款繰入金が 2 9 2 万 3, 0 0 0 円、一般会計繰入金でございます。3 2 %の減となっております。

6 款諸収入が 1, 0 0 0 円で、延滞金、加算金及び過料でございます。9 9 %の減となっております。

歳入合計が 4 6 0 万 5, 0 0 0 円でございます。2 4. 9 %の減でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費が 2 5 8 万 3, 0 0 0 円で総務管理費でございます。3 7. 2 %の減でございます。3 款公債費が 1 8 2 万 2, 0 0 0 円でございます。前年と同額でございます。4 款予備費が 2 0 万円でございます。前年と同額でございます。

歳出合計が 4 6 0 万 5, 0 0 0 円でございます。2 4. 9 %の減でございます。

6 ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

2 款使用料及び手数料は、1 項簡易水道使用料が 1 6 8 万円で、前年度より 3 万 6, 0 0 0 円の減額です。2 項簡易水道手数料が督促手数料 1, 0 0 0 円で前年度と同額でございます。

5 款繰入金は一般会計繰入金が 2 9 2 万 3, 0 0 0 円で、前年度より 1 3 9 万 7, 0 0 0 円の減額でございます。

6 款諸収入、延滞金が 1, 0 0 0 円で前年度と同額でございます。6 款の諸収入の雑入は廃項としております。

7 ページをお願いいたします。歳出についての説明でございます。

1 款総務費は、一般管理費が 2 5 8 万 3, 0 0 0 円で、前年度より 1 5 3 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。主な減額理由は、人件費の減額と修繕費の減額、それに昨年度は水道管理者の資格取得に費用がかかったためでございます。

3 款公債費は、地方債の元金償還金が 1 2 6 万 8, 0 0 0 円で、前年度より 4 万 2, 0 0 0 円の増額、利子償還金が 5 5 万 4, 0 0 0 円で、前年度より 4 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。

4 款予備費が 2 0 万円で、前年度と同額でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第 2 8 号議案、平成 2 7 年度南関町介護保険事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 億 6, 4 1 0 万 6, 0 0 0 円と定めるものでございます。前年度対比 4. 3 2 %増の予算編成とさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。

1 款 1 項介護保険料 2 億 2,384 万 2,000 円でございます。前年度対比 16.85%の増でございます。

2 款 1 項手数料 1 万円でございます。前年と同額でございます。2 項使用料 15 万 3,000 円でございます。前年度対比マイナス 13.56%でございます。

3 款 1 項国庫負担金 2 億 3,071 万 1,000 円でございます。前年度対比 4.09%の増でございます。2 項国庫補助金 1 億 3,962 万 4,000 円でございます。前年度対比 4.58%の増でございます。

4 款 1 項支払基金交付金 3 億 6,631 万円でございます。前年度対比 0.4%の増でございます。

5 款 1 項県負担金 1 億 8,631 万 7,000 円でございます。前年度対比 3.9%の増でございます。3 項県補助金 451 万 9,000 円でございます。前年度対比 3.01%の増でございます。

6 款 1 項財産運用収入 2 万 6,000 円でございます。前年度対比 23.81%の増でございます。

7 款 1 項一般会計繰入金 1 億 8,494 万 7,000 円でございます。前年度対比 5.77%の増でございます。2 項基金繰入金 1,000 万円でございます。前年度と同額でございます。

8 款 1 項繰越金 1,000 万円でございます。前年度対比マイナス 50%でございます。

9 款 1 項延滞金、加算金及び過料 3,000 円でございます。前年と同額でございます。3 項雑入 6 万 2,000 円でございます。これも前年と同額でございます。4 項予防給付費収入 758 万 2,000 円でございます。前年度対比 4.39%の増でございます。

歳入合計金額 13 億 6,410 万 6,000 円を計上するものでございます。

次の 3 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款総務費 1,663 万 5,000 円で、前年度対比 13.98%の増でございます。1 項総務管理費 334 万 9,000 円、2 項徴収費 52 万 8,000 円、3 項介護認定審査会費 1,275 万 8,000 円でございます。

2 款保険給付費 12 億 8,316 万 4,000 円で、前年度対比 4.01%の増でございます。1 項介護サービス等諸費 11 億 2,780 万 8,000 円、2 項介護予防サービス等諸費 7,906 万 8,000 円、3 項その他諸費 132 万円、4 項高額介護サービス等費 2,766 万円、5 項高額医療合算介護サービス等費 340 万円、6 項特定入所者介護サービス等費 4,390 万 8,000 円でございます。

4款地域支援事業費4,081万8,000円で、前年度対比1.24%の増でございます。1項介護予防事業費2,524万4,000円、2項包括的支援事業費711万5,000円、3項居宅介護支援事業費845万9,000円でございます。

5款1項基金積立金2万6,000円でございます。前年度対比23.81%の増でございます。

6款1項償還金及び還付加算金4万1,000円でございます。前年と同額でございます。

8款1項予備費といたしまして、2,342万2,000円でございます。

歳出合計13億6,410万6,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものにつきまして御説明を申し上げます。

1款1項1目第1号被保険者保険料でございます。1節特別徴収保険料2億696万2,000円で、対象者といたしまして3,379名を見込んでいるところでございます。2節普通徴収保険料1,678万円で、対象者といたしまして274名を見込んでいるところでございます。これらにつきましては、平成27年度からの介護保険料の改定を見込んでの計上をいたしております。

中ほどから下の3款1項1目介護給付費負担金でございます。1節現年度分で介護給付費国庫負担金2億3,071万1,000円を見込んでいるところでございます。

3款2項1目調整交付金1億2,972万7,000円でございます。給付費見込額の10.11%に相当する額でございます。

7ページをお願いいたします。上の5目1節介護予防事業交付金627万2,000円で、対象事業費の25%を見込んでいるところでございます。

中ほど4款1項1目介護給付費交付金、1節現年度分3億5,928万5,000円で、給付見込額の28%に相当する額でございます。2目介護予防事業交付金1節現年度分702万5,000円で、同じく対象事業費の28%に相当する額でございます。

続きまして、5款1項1目介護給付費負担金、1節現年度分で1億8,631万7,000円を見込んでいるところでございます。

8ページをお願いいたします。8ページ中ほどの7款1項1目1節介護給付費繰入金1億6,039万5,000円で、給付費見込額の12.5%に相当する額でございます。5目1節一般会計繰入金は1,745万5,000円でございます。

7款2項2目1節介護給付費準備基金繰入金1,000万円でございます。

9ページをお願いいたします。下の9款4項1目予防給付費収入でございます。

1 節予防給付費収入 758 万 2,000 円を見込んでいるところでございます。

10 ページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費の 1 3 節委託料 189 万 5,000 円でございます。主なものといたしまして、介護報酬改定等に伴います電算システム改修委託料 171 万 8,000 円でございます。

次の 11 ページをお願いいたします。上から 1 款 3 項 1 目認定調査会費でございます。1 9 節 430 万円で認定調査会共同設置負担金でございます。

下のほうになります。2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、1 9 節 4 億 2,721 万 2,000 円で、これは一月当たり 3,560 万 1,000 円を見込んでいます。3 目施設介護サービス給付費、1 9 節 4 億 7,440 万 8,000 円で、これは一月当たり 3,953 万 4,000 円を見込んでいるところでございます。

12 ページをお願いいたします。中ほどになります。6 目居宅介護住宅改修費、1 9 節 464 万 4,000 円で、一月当たり 38 万 7,000 円を、7 目居宅介護サービス計画給付費、1 9 節 4,916 万 4,000 円で一月当たり 409 万 7,000 円を、9 目地域密着型介護サービス給付費、1 9 節 1 億 7,007 万 6000 円で、これにつきましては一月当たり 1,417 万 3,000 円を見込んでいるところでございます。

13 ページをお願いいたします。2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費、1 9 節 6,032 万 4,000 円で、一月当たり 502 万 7,000 円を見込んでおります。中ほど 5 目介護予防サービス計画給付費、1 9 節 753 万 6,000 円で、これにつきましては一月当たり 62 万 8,000 円を見込んでおります。7 目地域密着型介護予防サービス給付費、1 9 節 724 万 8,000 円で、一月当たり 60 万 4,000 円を見込んでいるところでございます。

14 ページをお願いいたします。上から 2 款 4 項 1 目高額介護サービス費、1 9 節 2,758 万 8,000 円で、一月当たり 229 万 9,000 円を見込んでおります。下の 2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費、1 9 節 4,352 万 4,000 円で、一月当たり 362 万 4,000 円を見込んでいるところでございます。

15 ページをお願いいたします。中ほどになります。4 款 1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費でございます。1 3 節委託料 221 万円で、主なものといたしまして、介護予防教室委託料 197 万円でございます。

次に、4 款 1 項 2 目介護予防一般高齢者施策事業費でございます。

16 ページ、次のページをお願いいたします。上の 1 3 節委託料 2,159 万 3,000 円で、主なものといたしまして体力アップ教室委託料 1,981 万 6,000 円でございます。

17ページをお願いいたします。下の4款3項1目居宅介護支援事業費でございます。

次の18ページをお願いいたします。中ほどの13節委託料102万1,000円で、主なものといたしまして、マネジメント業務委託料100万8,000円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長。

○延寿荘長（福井隆一君） 第29号議案、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額は、2億3,447万円とするものでございます。前年度予算と比較しますと7%の減でございます。

2ページをお願いします。歳入でございます。

1款1項介護給付費収入が1億4,889万9,000円、同じく3項自己負担金収入が2,509万2,000円でございます。

8款1項他会計繰入金1,000円でございます。存目でございます。

9款1項繰越金6,000万円でございます。

10款2項雑入47万8,000円でございます。

歳入合計2億3,447万円でございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項施設管理費1億4,571万円、同じく2項研究研修費10万1,000円でございます。

2款1項居宅サービス事業費532万2,000円、同じく2項施設介護サービス事業費1,802万5,000円でございます。

4款1項予備費が6,531万2,000円でございます。

歳出合計2億3,447万円でございます。

6ページをお願いします。歳入でございます。

1款1項1目居宅介護サービス費収入として3,733万1,000円を計上しております。1節の訪問介護費が1,000円、通所介護費3,426万4,000円、短期入所生活介護費が306万6,000円を計上しております。

次に、2目施設介護サービス費収入として1億1,156万8,000円を計上しております。

1款3項1目自己負担金収入2,509万2,000円を計上しております。主なものとしまして、4節施設介護サービス自己負担金として1,130万6,000円

を計上しております。

7ページをお願いします。9款1項1目繰越金として6,000万円計上しております。

8ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、主なものとしまして7節の賃金、臨時職員の賃金です。4,915万5,000円計上しております。

次のページになりまして、13節委託料873万5,000円を計上しております。主なものとしまして、介護業務委託料629万円を計上しております。

10ページをお願いします。2款1項1目居宅介護サービス事業費、11節需用費の燃料費を140万9,000円計上しております。また、賄い材料費を136万3,000円計上しております。

次のページをお願いします。2款2項1目施設介護サービス事業費、11節需用費の賄い材料費を830万8,000円計上しております。

4款1項1目予備費として、6,531万2,000円を計上しております。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 延寿荘長にお願いですが、この次は最後までページ数を記入しとってください。お願いします。

建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第30号議案、平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について御説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の総額を1億523万1,000円とするものでございます。前年度と比べまして1.9%の増となっております。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款分担金及び負担金が520万1,000円で、分担金負担金でございます。前年度と同額でございます。

2款使用料及び手数料が2,952万1,000円で、使用料、手数料でございます。7.7%の増でございます。

3款国庫支出金が1,512万円で、国庫補助金でございます。同額でございます。

4款県支出金が211万4,000円で、県補助金でございます。1.1%の増となっております。

5款繰入金が2,757万2,000円で、一般会計繰入金でございます。0.6%の減となっております。

6 款繰越金が 1,000 円でございます。前年度と同額でございます。

7 款諸収入が 2,000 円で、延滞金、雑入でございます。前年度と同額でございます。

8 款町債が 2,570 万円でございます。前年度と同額でございます。

歳入合計が 1 億 5 2 3 万 1,000 円でございます。

3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費が 3,378 万 6,000 円で総務管理費でございます。0.1%の増です。

2 款事業費が 5,361 万 3,000 円で、浄化槽整備促進事業費でございます。0.2%の増となっております。

3 款公債費が 1,763 万 2,000 円でございます。11.3%の増となっております。

4 款予備費が 20 万円でございます。同額でございます。

歳出合計が 1 億 5 2 3 万 1,000 円でございます。

4 ページをお願いいたします。第 2 表地方債につきましては、浄化槽整備推進事業のため、限度額を 2,570 万円とするものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳入についての説明でございます。

1 款分担金及び負担金は、1 項分担金の総務分担金が 520 万円、これは受益者分担金でございます。2 項総務負担金は 1,000 円で、増高経費負担金でございます。

2 款使用料及び手数料は、1 項使用料の浄化槽使用料が 2,952 万円で、2 項手数料の浄化槽手数料が 1,000 円で督促手数料でございます。

3 款国庫支出金は、浄化槽整備推進事業費国庫補助金が 1,512 万円です。

次ページをお願いします。4 款県支出金は、浄化槽整備推進事業費県補助金が 2 1 1 万 4,000 円です。

5 款繰入金は、一般会計繰入金が 2,757 万 2,000 円です。

6 款繰越金は、純繰越金として 1,000 円を前年度と同額でございます。

7 款諸収入は、1 項延滞金が 1,000 円、2 項雑入が 1,000 円で、前年度と同額でございます。

8 款町債は、公共下水道債が 2,570 万円で、前年度と同額でございます。

10 ページをお願いします。歳出についての説明でございます。

1 款総務費は、一般管理費が 3,378 万 6,000 円です。主なものといたしましては、13 節浄化槽管理委託料が 3,009 万 6,000 円でございます。

2 款事業費は、浄化槽建設費が 5,361 万 3,000 円です。主なものといたし

ましては、15節浄化槽設備工事費が4,536万円でございます。

3款公債費は、地方債の元金償還金が1,437万5,000円で、利子償還金が325万7,000円です。

4款予備費は20万円で、前年度と同額でございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第31号議案、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,753万3,000円と定めるものでございます。前年度対比マイナス1.7%の予算編成とさせていただきます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料7,093万2,000円でございます。前年度対比、マイナス3.69%でございます。

2款1項手数料2,000円でございます。前年と同額でございます。

3款1項一般会計繰入金5,648万5,000円でございます。前年度対比0.83%の増でございます。

4款1項繰越金1,000円でございます。前年度と同額でございます。

5款1項延滞金及び過料2,000円でございます。2項償還金及び還付加算金11万円でございます。4項雑入1,000円でございます。

歳入合計金額1億2,753万3,000円を計上するものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款2項徴収費34万2,000円で、前年度対比、マイナス2.56%でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金1億2,698万1,000円で、前年度対比マイナス1.74%でございます。

3款1項償還金及び還付加算料11万円で、前年度対比8.91%の増でございます。

4款1項予備費といたしまして10万円でございます。

歳出合計金額1億2,753万3,000円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料、1節現年度分5,474万5,000円でございます。2目普通徴収保険料、1節現年度分1,618万6,000円でございます。

中ほど下のほうになります。3款1項2目保険基盤安定繰入金、1節5,605万円でございます。

続いて8ページをお願いいたします。歳出でございます。

中ほどの2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節1億2,698万1,000円を計上いたしております。内訳は、被保険者保険料負担金7,093万1,000円、基盤安定負担金5,605万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（大木義隆君） 第32号議案、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を5,774万2,000円とするものでございます。前年度当初予算と比べまして107万円の増額、1.9%の増となっております。

2ページをお開きください。歳入でございます。

1款財産収入が5,667万2,000円、財産売払収入でございます。

2款繰入金が107万円、一般会計繰入金でございます。

3ページは歳出でございます。

1款事業費が5,774万2,000円、宅地分譲事業費でございます。

6ページをお開きください。歳入についての説明でございます。

1款財産収入が5,667万2,000円、財産売払収入でございます。今年度分譲を開始いたしますので、それに伴う収入でございます。

2款繰入金は107万円、一般会計繰入金でございます。

7ページは、歳出についての説明でございます。

1款事業費については、1項1目宅地分譲事業費が5,667万2,000円で、前年度より107万円の増額でございます。分譲に伴い、必要な需要費、役務費、委託料のほか、財産売払収入5,667万2,000円を繰出金として一般会計へ繰り出すことといたしております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） では、第33号議案、南関町過疎地域自立促進計画の変更について御説明を申し上げます。

南関町は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、平成22年度から27年度までの6年間を計画期間として、南関町過疎地域自立促進計画を策

定し、遂行中でございます。過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用する同条第1項の規定により、過疎地域自立促進計画を策定する場合もまた、変更する場合も議会の議決を経る必要があるため、議決を求めるものでございます。

今回変更する部分は、教育の振興についての部分でございます。そのうち集会施設、体育集会施設、その他という事業名で、B&G海洋センター改修工事を追加したものでございます。このことに伴い参考資料も変更しております。

今回の変更事項は、B&G海洋センター改修工事業としてプール改修工事を実施していく中で、平成26年度の設計費用及び27年度における改修工事費を追加したことから変更したもので、概算総額が2億3,260万円になり、事業単位の総額が従前の合計に2億3,260万円を追加し、13億2,654万5,000円に変更するものでございます。

以上で、33号議案の南関町過疎地域自立促進計画の変更についての説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、第34号議案、業務委託変更契約の締結について、提案理由及び議案の説明をいたします。

この事業は、公益財団法人熊本県環境整備事業団と熊本県と南関町の3者で地域振興策のうち、処分場へのアクセス道路の町道米田・鬼王線の道路整備事業のうち、米田工区を平成25年度から27年度にかけて、橋梁部を含む計画延長1,789メートルの部分について、南関町の道路整備事業を熊本県に委託することを平成26年12月1日に基本協定書を締結をしております。

このたび提案いたします業務委託変更は、町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する平成26年度実施協定におきましても、平成27年2月25日に県と事業団と町とで実施協定の締結をしております。

また、この題名、長い題名ではありますが、町道米田・鬼王線の道路整備事業に関する平成26年度実施協定に係る業務委託の変更契約につきましても、平成27年3月2日に熊本県と仮契約を締結しているものでございます。

変更内容等につきましては、財源を繰り越して工期を延長し、または新たに締結していく必要がありますため、契約期間の延長をするものでございます。当初、平成27年3月31日までとされていたものを平成28年3月31日までとするものでございます。

次に、契約金額も繰り越す必要がございます。別表2のとおり変更することとしております。まず、用地測量橋梁設計費のうち、445万8,115円を工事費に変更して、1,554万1,885円といたします。次に、工事費のうち1億7,724万115円を繰り越すものとしております。また、施行管理委託費のうち34

万9,920円を繰り越します。このことによって、合計1億7,759万35円を繰り越すものでございます。

以上で、第34号議案、業務委託変更契約の締結についての議案の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 第35議案、南関町教育長の任命につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

新たな南関町教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条第1項の規定によって議会の同意を求めるものでございます。また、委員の任期は3年でございます。

住所、南関町大字関下234番地の2

氏名、大里耕守

生年月日、昭和20年10月31日生まれ、69歳でございます。

新たな教育制度のもとで教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する重要なポストであり、教育行政の第一義的な責任者であります。この教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行が平成27年4月1日に施行しますので、これにあわせて新たな教育長に大里耕守氏を任命したいので提案するものでございます。

大里氏は、昭和43年3月に佐賀大学教育学部を卒業され、昭和49年3月には玉川大学通信教育部を修了されております。昭和43年4月から宇土市立宇土鶴城中学校に勤務され、県内の各小学校を勤務され、平成6年4月荒尾市立有明小学校の教頭に就任されております。また、平成10年4月に南関第四小学校校長に就任され、南関中学校校長を経て平成18年3月に南関第一小学校校長を最後に退職され、38年間教職に就かれました。また、退職後は、地元における地域活動を始め、平成18年4月から南関町地域人県教育指導員として社会教育の分野における人権教育を進められ、平成24年度からは玉名荒尾地区教育委員会連絡協議会の副会長を務められ、さらに平成25年7月からは玉名郡町村教育長会の理事など、学校教育及び社会教育の全般にわたり、教育に関する専門的事項について教養と経験から指導的立場で活躍されております。

なお、平成22年7月から南関町教育委員会委員として就任、また教育長として4年余りを務めていただいております。

経歴のとおり、その人柄も温厚誠実で、人格も高潔、教育に関する識見も備えた優れた方であり、同町教育長として適任であると思われまますので御提案申し上げます。次第でございます。

何とぞ御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 暫時休憩します。30分から始めます。

-----○-----

休憩 午後4時24分

再開 午後4時30分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第40 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第40、一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、発言を許します。

10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（本田眞二君） こんにちは。10番議員の本田です。

通告しておりました2点の議題につきまして一般質問をします。

去る25年6月、南関高校閉校に対しまして本議会より意見書を出しております。熊本県知事、熊本県議会議長、熊本県教育委員会委員長、熊本県教育長、四者宛てに出しております。進路への対応、進学対策並びに地域振興策であります。本文の提案理由とこの地域振興策については省かせていただきます。

そのときの要望事項でございますが、進路への対応としまして、一つ、今後南関中学校生徒の進路選択時において、南関高校閉校に伴う進学へのあきらめや不安を招かぬよう十分配慮もいただき、応分の対応と相談窓口を設置するよう強く求めます。通学対策といたしまして、一つ、本町より新設高校へ進学する生徒が通学距離の不利益を受けないため、通学のための費用負担を県が責任を持って行うよう強く求めます。一つ、さらに通学の不利益解消策として、課外授業や部活動などへの対応も含め、スクールバスでの送迎とともに複数運行を強く要望します。また、本町からの通学生徒数の増減によっては持続可能な対策とは考えにくく、南関・荒尾間の定期路線バス開設を県主体で南関町、荒尾市と協議し、実施するよう強く求めます。さらに、運行費用負担についても応分の負担を県に求めます。

以上、このような要望を2年前に行っております。このことも含め、今回の一般質問に入ります。

まず、1点目、南関高校閉校に伴う統合校への通学確保と公共交通網再編について。

その1、本年4月より南関高校で新入生募集が停止される。統廃合案では、校地を荒尾高校（新・岱志高校）としてあるが、南関よりの通学不利益への配慮を約束

してあるか、問う。2、南関町から岱志高校を通り、荒尾駅までの定期路線を県・荒尾市・南関町、三者の補助で開設できないか、問う。3、公共交通網再編に関して、鉄道駅や総合病院を連絡する路線は絶対確保すべきではないか、問う。

大きな2番といたしまして、消費税上昇と円安の影響について。その1、米価下落と同時進行で生産経費高騰の農家では、甚大な影響が起きていると予測する。現状の把握、将来の実態予測、今後の対応策について問う。その2、町内商工業において、資材費、原材料費、光熱費、燃料などの営業経費高騰で経営を圧迫している状況と予測できる。行政への物品納入や入札では、特段の配慮が必要と思われる。町との取引外の事業所も含め対応を問う。

以上です。あとの質問は自席にて行います。よろしくお願ひします。

○議長（酒見 喬君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 10番、本田議員の一般質問にお答えいたします。

まず、南関高校閉校に伴う統合校への通学確保と公共交通再編についてですが、高校統合再編に関する地元検討委員会は、25年度から県立高等学校統合再編協議会で検討が重ねられてきました。その内容については教育長からお答えいたします。

一つ目にお尋ねの南関から通う生徒の通学不利益に関してですが、県としては通学条件により入学を断念しないようにとの配慮から、町内2コース、南関県北線及び小原・坂下線の通学バスを朝夕2便用意するとの企画が提案され、中学校での高校説明会においても伝えられました。しかし、ふたを開けてみれば、岱志高校への進学希望は、今回の前期・後期試験合わせてもわずか6名にとどまっています。

そこで岱志高校としては現段階では、新聞報道でもなされたところですが、新入生対象に限って小型マイクロバス、またはタクシーでの送迎という考え方で進んでいるところでございます。

次に、南関町から岱志高校を通り、荒尾駅までの定期路線を県・荒尾市・南関町三者の補助で開設できないかとの御質問ですが、路線バスにつきましては年々利用者が減少し、運行を維持するための補助金や委託金が増大し、財政を圧迫する要因の一つになっております。

このような中、庄山線を荒尾駅まで延伸する、または産交バスで新たに開設することになると、町の負担がさらに増大することになると考えられます。来年度の南関町から岱志高校への入学生は6名と先ほど説明いたしました。このようなことから、議員からのお尋ねであるこの路線の開設は困難であると考えているところであります。

三つ目の公共交通網再編についてですが、現在、路線バスにつきましては、熊本市、山鹿市、玉名市、福岡県の大牟田市などの隣接市と連携する路線でありますの

で、関係市との協議で便数を減少させたり、負担軽減に苦慮しているところでもあります。議員がおっしゃるように、鉄道駅や総合病院を連絡する路線の確保は重要でありますので、熊本市や玉名市、大牟田市への路線バスで鉄道駅や総合病院を連絡する路線は今後も確保していきたいと考えておるところであります。

ただ、町内の交通空白地域の高齢者等の交通手段として、予約型乗合タクシーの運行事業を平成27年度の10月ごろから運行を計画しているところでございます。

続きまして、2点目の消費税上昇と円安の影響についての御質問にお答えします。質問要旨1の米価下落と同時進行で生産経費高騰の農家では甚大な影響が起きていると予測する。現状の把握、将来の実態予測、今後の対応策について問うとの御質問ですが、米価下落につきましては、少子高齢化、食の多様化による需要の低下やそれに伴う民間在庫量の増加等で需給バランスが崩れていることにより下落傾向になってきているものと思われまます。

また、円安による生産資材の高騰もあり、農家に限らず、商工業につきましても厳しい状況が続いておりますのは承知しております。ただ、一部の野菜につきましては、市場で高値取り引きされておまして、米については従来から個人の固定客を持っておられる農家は安定した取り引きをされている方もおられます。米については、将来さらなる下落も考えられますので、今後は米をつくりつつも収益性がある作物の導入も必要と思われまます。担当課においては、出口が見えて収益性がある作物の推進も検討しておりますので、JAと協力しながら進めていかなければならないと考えております。

最後の行政への物品納入や入札の件についてですが、アベノミクスによる円安に伴い物価が上昇し、中小企業はアベノミクスの恩恵が薄く、悲鳴を上げていると報道されているところでございます。

このような中で、町では物品納入や入札につきましては、まず物品については適正に見積り依頼をしており、町の物資の購入につきましては、町内事業者の育成に心がけ、町内では供給ができる物品についてはまず、町内の事業者から見積もりを徴収するよう指導をしているところでもあります。同じように入札につきましても、適正に設計した上で入札を実施しているところでありまして、施工可能な工事につきましても、手持ち工事等制約はあるものの、町内事業者を優先的に入札の機会を増やして与えるように指示をしているところでございます。

町と取引外の事業所につきましても、育成支援していきたいとの思いがございますので、ふるさと応援寄附の返礼の品の中に商品を取り入れたり、まだ設立検討の段階ではありますが、商工業の推進及び農産物の販路拡大に向けて物産振興会の立ち上げを支援しているところでもあります。

以上お答えいたしましたして、以後の質問につきましては自席、または担当課長より答弁させていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 10番、本田議員の質問の中で、1番の南関高校閉校に伴う統合校への通学確保の点につきまして、経緯をかかわりました者として報告をさせていただきます。

本年度募集停止になりました南関高校、そして荒尾高校の統合をめぐる課題を平成25年7月に荒尾南関地区新設高校地元検討委員会という形で設定がなされました。委員を両校の校長、そして新設高校開設の準備室事務局を中心に、首長部局からですね、市長、町両方から総務部長、南関は総務課長、それから荒尾市の教育長、南関町教育長、両校の全日制及び定時制の育友会長、両校の同窓会代表、そして荒尾市P連代表、玉名郡市のP連代表。加えて玉名教育事務所長と荒尾玉名校長会代表、以上がメンバーになって地元検討委員会が重ねられたわけですが、高校再編を現実のものにするために、敷地は荒尾高校とするものの両校とも平成28年度末で閉校して、新たな高校として校名募集を行うということからスタートしたわけです。

4回にわたる会議を重ねまして、まず校名募集、これを行った結果ですね、中学生や高校生からも、あるいは地域の方からも応募する形で、種類で263種の校名が応募がありまして、特に人気の高かったのが小岱山の両側の高校生が志を抱いて学ぶ学びやってということで小岱山の岱と志ということで、岱志高校を第1候補に推薦がなされて、県の教育委員会で承認決定されたわけです。

学科編成については、普通科をベースに南関高校で成果を上げてきました美術工芸コース、それから両校にある体育コースを是非新設高校でもという要望からコースの設置がなされまして、今年度校舎の北側に美術棟の新設工事が行われたところです。それから岱志高校のビジョンである校訓、制服、校章が開設準備室で決められてまして、26年7月募集要項が出来上がり、入学募集となったわけです。

地元検討委員会では会議のたびに南関からも、荒尾市のほうからも遠距離通学となる南関町の生徒の交通利便について支援要望の声が上がり、特に荒尾市のほうから南関の子どもたちが安心して通えるようにと、非常に温かい同窓の役員さん方からも声が届けられました。その結果、町長の答弁のような計画が結果として出されたわけです。

あと、以上お答えして、詳しいお尋ねにつきましては自席から答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） まず、補足で申し上げておきたいことですが、先ほど県に対して本議会が中学生の進学者に対しての様々な要望をお話しましたが、あくまでこの件は南関高校閉校がもう県により決定された後のことですので、そのことは重ねて申し述べておきます。

それでは、まず南関中学校から現岱志高校ですが、過去3年間の出願状況と入学者数を分かれるならば教えていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 県の計画が発表されましたことによって、やがて南関高校はもうなくなると懸念されて、この3年前の24年度は南関から荒尾高校への進学はゼロでした。一人も行っておりません。非常に懸念を持ったわけですが、25年度は男子2名、女子2名の4名が進学をしています。現在の、25年ですから2年生ですね。それから26年、今年度、今の1年生ですが、あっ失礼しました。26年度の志願だから今回ですね。岱志高校になります。今のは2年生と言いましたけれども1年生です。今の2年生がゼロ、ゼロ、男女とも。1年生は男子2名、女子2名です。今回の応募につきましては、前期考査では4名中女子3名が合格しています。それから後期試験では男子2名、女子1名、合わせて先ほど町長からありましたように6名ということで、ゼロ、4、6ということで増えてはいますけどもですね。

それからちなみに通学路線ともかかわりますので校区で言いますと、一小校区から岱志に行くのが5名、三小から1名と聞いております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 即座に分析するのは非常に難しい状況ではありますが、先ほど町長の答弁の中で小型マイクロバスもしくはタクシーでと言うておられました。以前、南関高校閉校の説明会が南関高校でありました。そのとき県から来られたときには、このことについては十分配慮するというお話がありましたが、そのことについては、教育長、同席されとったと思いますので知っとらるっと思います。どうですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） もうそのときのことはしっかり聞いておりますし、南関高校の育友会長も一生懸命ですね、存続をしてから、もしそれでも統合するならばってことでの強い要望を出しておったのを記憶しております。

したがって、今回ですね、地元検討委員会でも南関の生徒たちの通学に関しては非常に熱意ある意見が出されて実現をするという方向になったわけです。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 当初、県教育長もしくは教育委員会からの説明では、統合校に進学したときに部活とか自習とかいろいろな活動ができるように、時間的な配分の送迎を考えるようなことを申されておられたかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 今のは当初のことですか、今回の。

○10番議員（本田眞二君） いえ、当初です。

○教育長（大里耕守君） 当初もそういう要望はあったと思います。今回もですね、さつき町長からありましたように朝2便、夕2便という体制をとるということで計画ができています。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 再度、今の件についてお聞きしますが、朝の2便、夕2便でそのことについては、かなり緩和されるとお考えでしょうか。部活の制約とか部活次第では時間の長くなるやつ、短くなるやつ、いろいろあると思いますが、そのことでいろいろな制約が、大丈夫でしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 部次第では、それは時間がずれると思いますが、とにかくまず早く授業だけで、部活に加入しない生徒用の下校便ですね。それから朝課外も実はあるものだから早く行かにかいから朝も2便必要だということですね。そういうことで朝も2便、夕方は早く帰る生徒、それから部活をやって帰る生徒ということでの2便を用意するという答えは、改めて準備室に確認をしましたが、その計画は変わってありません。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 今のスクールバス、もしくは入学者が減った場合にはタクシーでと町長は答弁されましたが、マイクロバスやタクシーでの通学の対象になるのは南関地区のみでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 約束を南関町としましたので、例えば和水の生徒が岱志高校に行くとしても、それは対象外になりますと。あくまで南関高校を廃校にしたわけで、その約束だから南関町の生徒に限っての対象としますという、今の準備室の考えでした。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 関連で、もう一つお聞きします。スクールバス、若しく

はタクシーは有料ですか。有料の場合は月額幾らほどですか。このことをお聞きします。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 第5回目の会議の中で県準備室からの案がですね、県下の私立高校のスクールバスの料金並みに提案がありました。月5,000円ということですね。これに対して南関のほうじゃなくて、荒尾のほうから「そらおかしかる」という南関への応援がありまして、結果的に先日事務局にお尋ねをしましたところ、南関町校区ごとに料金を段階によって決めてありましたので紹介します。

第一校区は4,300円、第二小学校3,000円、三小校区4,500円、四小校区から3,600円という段階の料金が設定されておりました。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 何回も申し上げますが、先ほど閉校のための南関高校で行われた説明会では、十分不利益を被らないように、もともと南関高校が閉校になっとらなければこういった費用は発生せんわけですから、多分に不利益が発生しとつと思わるわけですが、その点については、県に対しては何か申されんやっただですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 公教育だから、県立の高校だから無償にすべきだと、委員の中からですね、発言をしてもらったわけですが、再検討させてもらうということで今のような答えになっているわけです。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） そうすると、タクシーもしくはマイクロバスの運行につきましては、もう始まっとつとですか。それとも今から、何月ごろ大体予定されとるわけですか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 現在の荒尾高校生については該当しないと。岱志高校生に限るとということで、来年、今度の4月以降ですね。新入生からということですよ。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど県に対して様々な要望事項を読み上げましたが、今更に何か腹立たしい思いがよみがえってまいります、前もってその提案理由となる全文には腹立たしい思いがいっぱい書いてあったわけですが、何か結果的にちよつとここからは2番の質問に入っていきますが、県教委がですね、説明会では高等教育の質の向上や選択の幅の拡大を理由付けにしてありましたが、実質少子化の

進展に伴う合理化による南関高校を廃校にしたと思わざるを得ないと、今のこの話の中から思われます。

その経緯から入学者数の増減によりスクールバスもしくはタクシーの継続性も疑われます。そのため是非、定期路線バスの開設を県に要望すべきと思いますが、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今の本田議員の御質問にお答えしますが、新設校の地元検討委員会の中では、やはり教育圏が一つになるからということで荒尾市、南関町というところを一つにしようというような考え方があったかと思いますが、しかしながら結果としては路線バスの運行というには非常に多額の費用がかかります。先ほど教育長が報告をされたとおりになったというふうになりますが、来年度の南関町から岱志高校への入学者が6人と聞いておりますので、熊本県としても多分定期バス路線の開設は難しいというふうに判断をするのではなかろうかと。それに合わせて南関町もそのように考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 県に合わせて南関町が考える必要はなかつじやなかですか。せっかくこれだけ閉校まで追い込まれた腹立たしい思いがあつただけん、しっかりその思いをぶつけてみて、予算的にもですね、例えば大牟田から庄山でとまって、南関まで行きよる乗り換えですが、大牟田から来よる県北経由の南関線ですが、南関町が全額足らない分を出しとるわけですよ。そのために庄山で乗り換えする対策をとって、大牟田市は得する対策になつとるわけですが、1,100万という大金を南関町は出しとるわけですよ。それで例えば荒尾から南関線を開設してもそれを三者で分け合う、足らない分を分け合うとしたらですね、県がスクールバスとかタクシーは合わせて望みたいところですが、そう費用負担は上回らないと思うわけですが、しっかり県に申し入れるという気持ちはありませんか。

○議長（酒見 喬君） お知らせをいたします。本日の会議は、議事進行の都合によって延長いたします。

答弁どうぞ。総務課長。

○総務課長（永松泰子君） ただいまお話がございましたけれども、熊本県に要望をするというようなことに関しては今のところ考えてはおりません。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほど県へのこの議会で、今度新しく入られた二人を除いて、ほかの方々はずべて知っておられるその要望事項をみんなで議決して、県に要望しに行ったわけですが、その経緯はここにおられる町長も含めて多くの方が見

とられたと思いますが、町長いかがですか。やはり県はうわべでは高等教育の質の向上や選択の幅の拡大とか申しておりましたが、実は合理化、それに近いようなバスの対策、タクシーの対策しか行ってきよらん状態ですから、是非強く県に対して申し入れようという気にはなりませんか、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 先ほど、当初の答弁でもお答えしましたけれども、新たなバスの路線っていうの開設につきましては、やはり町全体の財政費の大きな負担がかかってまいりますので、やはり県がそういった責任を持つということであればですね、そういったお話の持っていく方あると思いますけれども、町が新たな負担をやっばり出してまでですね、それを県とともにやろうというか、そういったことの考え方よりもやっぱり子どもたちに十分なそういったマイクロバスであるとかタクシーを使って学校まで通える。そしてそのほかのこれに伴って県がそういった動きをするっていうことであればそういった話はですね、申し入れっていいですか、そういった内々での打ち合わせとかそういった形ではですね、探してみるのもいいと思いますし、まあ県と荒尾にですね、新たな負担を、荒尾にもですけども、荒尾の状況がですね、今この問題に対してすぐ対応できるというような状況を考えてないと思いますので、そういったところもですね、少しずつお話ししながらですね、考えていきたいなと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 今もう2番に入っとるわけですが、南関町から岱志高校を通り、荒尾駅までの定期路線を県、荒尾市、南関町、三者の補助で開設、もしもできればですよ、県の教育委員会は少なくとも南関高校閉校に対してかなり合理化の中で判断したような今のいろいろな様々な説明の中で伺えますので、今から進学する子どもたちのためにも是非、代替手段として定期路線バス開設をお願いしたいところではありますが、これから先は別の意味で定期路線バスが必要ということをもう一つ、違う理由付けの観点から行っていきたいと思います。

あくまで先ほどは先ほど、今から先は今から先で、一緒にそのことば利用してと言うか、そういったことで言ったのではありません。そのことを念頭に置かれてください。

それでは、もしも先ほどから申しております県と荒尾市、南関町、三者の補助で定期路線バスが実現できれば少なくとも今、西鉄バス、庄山南関線に1,100万補助しておりますが、多分今度から乗合タクシー事業が始まりますが、町内を乗合タクシー事業で乗れるようになった場合に、より近くまでタクシーが迎えに来るわけですから、バスの利用が更に減って、補助額は更に上がるっていう可能性も秘め

とるわけでございますので、この西鉄バスは早期に打ち切りになる可能性もあると思います。

そのことも含めてですね、南関荒尾線は確保しとけば町としてもですね、高齢者が増えておられる現状の中で、核家族化が増えておられる現状の中で、かなり乗り合いバス事業を優位に展開できるのではなかろうかと思いますが、どげんでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 今、お話がございましたが、庄山線をすぐさまというふうには今のところ考えておりません。ただ、乗合タクシーの事業のほうが、要するに今おっしゃったように庄山線の費用といいますのは西鉄バスが運転手代、ガソリン代、その他総経費から利用料を引いた残りをうちが委託をしている分で、その経費を払っているという状況になりますので、利用者が減ればそれだけ負担が大きくなるということにはなります。ただ、今のところ本来だったら1年間だけ庄山線だけはもう廃止にさせていただきたいというふうに思っていたところですが、乗合タクシーを今回事業でやりますと、まち・ひと・しごとの部分で5年間のランニングコストといいますか、その分につきましては5年間交付金が来ると思われます。そうしますと、すぐさま廃止にする必要もないのかなというふうには思っていますが、当然、利用者の動態を確認しながら決定をしていきたいというふうに思っているところです。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 何か根本的なちよっと食い違いがあると思うのはですね、乗合タクシー事業は始められるようにこの前全協で説明を受けて、今日も説明を受けたわけですが、事業費も盛り込まれとるわけですが、当然、その乗合タクシー事業が始まったらバスの補助事業あたりもどうなるかのごたつとは、ある程度シュミレーションした上で国の補助を受けられるような、みんなでの話し合いのごたつとはあったわけでしょう。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 庁内で検討会をしております。それでそのときには1年間で庄山線は廃止をするような形で計画は立てております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） そんなら今ところの3番の質問です。今度もう皆さんご存じと思いますが、荒尾市で市長選がありまして病院問題が一番の争点だったのかもしれないが、ただいま新聞で見ると限りでは白紙になっております。もう競馬場へは難しいような状況です。新聞で見ると限りでは、現在のところないし、その近

辺をというような報道がなされておりました。そのことも含めて考えますときに、荒尾市民病院も老朽化しておりますので建て直しが必要です。当然魅力的な病院に様変わりしていくと思います。

また、荒尾駅があれば南関から荒尾駅までもしも路線バスが開設できればですね、町外から、遠くから南関にお見えになる方も、例えば大牟田から、さらに福岡からだったら大牟田から更に足を延ばして荒尾駅で降りてもらってそこからバスでというような、少し時間的には遠回りになりますが、全くバスがなくなることを想定すればそういったこちらからの来町者に対してのお願いもきくし、熊本・玉名方面からでしたら荒尾駅からこっちにバスが出とりますとか、かなり今度の乗合タクシー事業がスムーズに、途中には総合病院もあります。荒尾市民病院が新しくなるとすればですね、古くても総合病院ですが、かなり南関町としては荒尾市とか県に呼びかける、こちらとしてはチャンスでもあるし、向こうもできれば病院の財源のためにも、病院に通われる方の確保には喜ばれる可能性もあると思いますが、そこらへんで県とか荒尾市に呼びかけられるようなお考えはありませんか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 荒尾市に対してですが、JRの荒尾駅までの定期路線を開設するとなりますと負担が更に増すこととなります。荒尾市はですね、平成25年10月から平井、府本地区のバス路線を廃止しております。そして新たに乗合タクシー事業に変更しております。そういったところで、その前の段階でも乗車密度が非常に低下していたという状況で、国庫補助金の対象から除外されるんではないかというふうに荒尾市は懸念をしておりました。それであの路線を廃止したものと考えられます。そういう状況にありまして、荒尾市の賛同を得られるかどうかというものについては非常に疑問でありますし、また運行するバス会社、一旦バス会社は廃止をしておりますので、それをまた改めて再稼働させると、その路線について改めてつくるということについてもバス会社はなかなか困難があるのではなかろうかというふうに判断をするところであります。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 多分南関町がですね、西鉄に庄山南関線の補助を打ち切ればですね、その間は一切空白地帯になると思います。開設は簡単ですよ。簡単ですよ。そしてですね、本当にですね、乗合バス事業が軌道に乗るためにはどこかの鉄道駅とか総合病院がなかとですね、このことはですね、もしもですね、先ほどランニングコストについて5年間ほどのめどが立つとると申されましたが、なら6年目はどげんされますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 続けて財政支援を継続していただきたいというふうには十分思っているところでありますが、もし切れるということになれば私どもで続けていく予定であります。それでそのためには自主財源と利用収入で賄っていく予定であります。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 先ほどから申し上げておりますが、高齢化と核家族化でもう一人住まいのお年寄りが点在されとととですよ。それでこの事業は非常に助かられると思います、乗合タクシー事業は。ただですね、もう途中で打ち切りました、あの事業はもう予算がありませんのでなくなりましたという逆戻りは絶対できんごとなんと思っておりますが、そのことは思っておられますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（永松泰子君） 一応バス路線等々も一緒に考えることではありますけれども、この乗合タクシーについては、約2年間の試しの期間を設けまして、そしてその間どんな状況であるのかというようなことをデータをきっちり取りまして、そして皆さん方に協議をさせていただいて、そしてその後のことは検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今、総務課長のほうから答弁ございましたが、2年間試行の期間っていうので設けます。その中でですね、この乗合タクシーの運行をどういった体系が一番いいのか、町に合ったやり方かっていうことは恐らくですね、出てくると思います。またその後のですね、国のいろんな交付金とかそういったものも必要でしょうけども、やはりほかのですね、都市部と南関町、中山間地域である私たちの地域は違いますので、どうしてもこの事業をですね、生かしていかないと本当に高齢化率が先ほど朝もいきました34.8%になっております。まだまだ今からですね、交通手段が不足される方が増えてくる中でですね、これを切るというようなそういった考えはですね、今のところ全く考えにくいと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 2年間の間にいろいろ見えてくるとは私も思います。それはどういったことかと言うと、更にバスに乗る方が少なくなって、補助が大きくなっていく。バスへのですよ、今の定期路線バスへの補助が大きくなっていて、下手すれば何か変な交通体系が出来上がってしまうんじゃないかと思うわけです。もう少し、町外と町の接点とかを設計されてですね、補助金はこっち置いとつてもよかですけど町民の皆さんが本当に利便性のためにどういったことを考えていこうって、そのためには必ずどっかの接続点で駅かなんか病院にも接続点がある

んじやなかろうかという答えに私はなってくると思いますので、もしも今からずつと検討されていく中でそういったことが芽生えられたなら、必ず県とか荒尾市に呼び掛けをお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 県・荒尾市への呼び掛けでございしますが、実を言いますとですね、私は非公式ではございますけれども荒尾市の市長とはこういったバスの話も出したことがあります。長洲と荒尾、南関のそういったつながりも大事にしていろいろな交通体系も考えていかなんですねっていう話はしておりますので、荒尾の市長にもですね、その病院の問題等も含めたところで話を出しております。しかしながらですね、荒尾市も今のところ病院の位置も決まらない。まだそういった未定の状況の中ではですね、そういった話はなかなかしにくいという状況でございますので、またそこへんもしっかりと荒尾市の状況を見据えながらいろんな話は出していきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） それでは大きな2番へいきます。消費税上昇と円安の影響について。

先ほど、以前にもこのことについて一般質問させていただいたときに薬草とか研究を今からされるとか答弁がありましたし、先ほどの町長の答弁の中にも収益性の高い農作物の研究をしていきたいという答弁がありました。私は金の成る木っていうとは存在せんと思いますし、もしかしたらあるかもしれません。それよりも急がば回れで、本当に今南関町にあるナスビ、ニンジン、大根、キャベツ、今ある野菜をですね、もっと磨き上げて量と質を安定化させていったならば金の成る木を追い求めるよりは近道ではないかと思いますが、そこらへんはどぎゃん思われますか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 南関町はですね、多種多様の野菜がとれます。このへんもちろん特産としてやっておりますけれども、議員が今おっしゃいました収益性が上がる野菜につきましては、ナスですね。特に路地ナス、これにつきましては初期投資もほとんどいりませんので、野菜については特に国指定産地野菜も指定されておりますので、これからも振興はしていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） それとちょっと先さんいきよりでしたが、大きな2番の一番最初の取っ掛かりの質問は別のことを考えておりました。まず、将来予測、南関町の農業がどのように変遷していくかを予測を立てるために、これはですね、橋

永議員が持っておられた J A が独自にとられたアンケートです。これはばってん、J A がとられたアンケートだけんで、ここで披露するわけにはいきません。町でもありますね、将来設計になるようなアンケートば農家さんでもいいし、この後出てくる町内の事業者さん対象に、今のどのような世代が携わっておられて将来どうなるのかとか、そういったことを実施するべきと思いますが、そしてそのアンケートの結果は、アンケートの設問次第であらわれてくるわけですが、設問をやはり本当に将来の様子がかがえるような設問をつくるためにアンケート実施とその設問づくりのための審議会などつくられるような思いはございませんか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 農家へのアンケートにつきましては、平成 24 年に実施しております。これにつきましては、アンケートの内容ですけれども、将来後継者がいるかや、農業経営の方向性、地域の農業の将来像などを尋ねたアンケートでございます。

また昨年、J A さんが今おっしゃいましたアンケートでございますけれども、これも大体 24 年に私どもがやりましたアンケートに似通っておりますので、これらをですね、参考にしながら今後の対策に生かしていきたいと思っております。

それから審議会でございますけれども、現在のところ審議会までは考えておりません。アンケートを行う場合の設問づくりにつきましてはですね、農業者団体等で組織しております人・農地プラン検討会というものを設置しております。必要があればですね、この中で検討ができるかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 10 番議員。

○10 番議員（本田眞二君） 是非ですね、町長、執行部、町が描かれるもうかる農業を基本とした将来設計に近づくためには、今の現状をどげん把握したらいいかんごたる感じでアンケートを是非実施してほしいと思います。そのことは農業に限らず、商工業に対してもできればです、できればお願いしたいところです。

それではですね、次の問題にいきます。町長は東京での物産会実施や将来福岡でのアンテナショップを模索しておられますが、もっと地元での農作物の生産と販売拡大、質の向上に力点を置くべきです。アンテナショップなどは質と量が安定した後のことと思います。そのために町内のみならず、町近郊への地元産品の売場の拡大と地域振興券を利用した販売促進、またふるさと納税制度を利用しての地元産品の PR と販売促進が今できることと考えますが、ふるさと納税制度ですね。地元産品がどんどん町外に、納税された方へのお返しとして出て行くのであれば、5,000 円の 1 万円とかにこだわらず、もっと割安感を付けて利用できるのではなからうかと思えます。消費者があそこの町に納税しようって思われるような割安感を

出されるようなお考えはございませんか。特に、商品は農作物をどんどん送るということをも命題として。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 幾つもの質問があったように思いますが、まず私がアンテナショップをとということですね、福岡市あたりを中心っていう考え方ですが、そのアンテナショップというのは将来の構想には入れておりますけれども、現在のところ、やはり物産振興会とそういった組織を立ち上げて、本田議員が今おっしゃられたとおり、町の農産物特産品がどうなのか。どれだけの生産があって、どういった販路が必要なのか、そういったものをしっかりと考えながらですね、その物産振興会等で作って上げていきたい。そしてその後ですね、将来につながるっていうことであればやっぱりアンテナショップもつくるっていうことですが、まずはですね、現在のそういった組織をつくってどこで販売するかっていうことです。これもですね、やっぱりそういったのも必要だと思います。ですから、今おさそいでですね、あらおシティモールとかいろんなところからも来ております。ですからやっぱりそういった南関町の農産物、特産品をですね、物産振興会あたりが中心となってそういったところでも、そういったものを展開していきたいというふうに考えておるところでございます。

そしてですね、今ふるさと納税のお話がありましたが、それにつきましてはですね、もう十分今検討しておるところですけども、明日のですね、田口議員の質問でもそれが出てくるかと、関連するかと思いますが、やっぱりそのお金だけじゃなくて南関町の農産物、特産品を出すっていうことはそれでPRになりますので、そういったものをですね、しっかりどこまでできるのかっていうことで、現在総務課のほうでもですね、そういったものを検討しておりますので、十分そういったものの把握をしてですね、出せるように、そしてそういったふるさと応援寄附金っていうことで進めていきたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） ただいま町長がシティモールあたりのことも申しましたが、次の質問でございますが、町は盆地気候のためおいしい農作物ができます。古くから近郊農業とJAの拠出で成り立ってきたと私なりに思っておりますが、町内農家の現状に合わせ、小規模でも高齢者でもすべてが参加できる農業経営システムを確立する目的で、町内や近郊の売場で安定的な質や量を確保するため、町内の産物を町内でも近郊の売場でも質や量を確保できるために、生産管理や品質管理、売行きをタイムリーにフィードバックする商品管理や価格管理、店舗展開へのマーケティング管理、荒廃地を含む農地管理などすべてを一元管理する部門が必要と思

われます。町長一人ではとても難しかと思います。

それで、ある程度はですね、今言うたいろいろな管理の中でフィードバックして市場調査するとかですね、ある程度のことはコンサルにお支払いするとそういった専門の方がおられますのである程度はできると思いますが、まずそういった部門ばですね、第3セクターでJAの方たち、または経済課の中、何人かで、そしてあそこに何ば持って行ってくれっていうごたつとば、まあ第3セクターのごたる形がよかろうと思いますが、そういった思いはございませんか。つくろうとか思いませんか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 議員のおっしゃる一元管理システム、これが整備できればすばらしいものになると思いますけれども、一つ一つを精査すると課題もかなり出てくるのではないかと考えております。

また、議員がおっしゃるように行政だけでは難しいですので、JAさんとかほかの専門家の意見等をですね、聞きながら考えていかなければならないかと思っております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 今度はもういっちょ違った意味で、違った視点からもう一つ質問します。最後にそれが合わさっていきますから、ちょっと違った視点から質問します。

売場拡大では、大規模道の駅を創設されてですね、地元以南関の産物を売られるとこと連携する、そういったことをやれば大きく飛躍できるきっかけになると思いませんか。歴史的に見ても町は交通の要所で、現在もインターを利用して町内を通り抜ける観光客や買い物客が大勢です。大きな売場が確保できれば農業経営一元管理システムと合わせ、儲かる農業、そして農業の法人化や後継者の育成に大きく寄与すると思われまます。定住促進にも大きく寄与できると予測しますが、何か金の成る木の農作物を模索しておられますが、もう少し地元で売場を提供してやればですね、どのような年代の方でも、腕力に自信のない方でも出しに来れるし、現金が入ってくるし、そういったことのほうがと思いますがどうでしょうか。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 道の駅建設につきましてですけれども、町内には現在6カ所の野菜の直売所がございます。道の駅のような規模のところもございますけれども、現在そこに出荷されておられる農家につきましては、南関の農家の野菜だけでは足りないということで、町外からかなりの農家が野菜を持って来ておられます。大規模な道の駅の建設につきましては、費用対効果と今ある直売所への影響を十分考えて検討していかなければならないと思っております。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） 今すぐできる話ではなかろうとは思いますがですね、米が下落していく中で、先ほどから何べんも費用対効果っていう言葉が出ておりますが、当然、米ばつくれたって合わんっていうごたる土地がいっぱい、この中山間地の南関の中で出てくると思います。それで、つくる作物が足らんならつくる場所はいっぱい今から出てくると思います。それで併せて売場のほうも検討されてですね、それが確立できて初めて福岡のアンテナショップとか、例えばインターネットでの販売とかが可能になってくるのではないかと思います、私はそげん思います。あくまで金の成る木はないのです、急がば回れでこういったことのほうが、特に平均のお歳が70歳ぐらいの本町の農家さんにおいては、かなり現実的じゃなかろうかと。あくまで米がどんどんどんどん落ちていく、今から先のことば想定して申し上げよるつもりですが、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 本田議員、私が収益を上げるための農業をなんかすぐ作物をっていう話のそういったしてるとらえておられますけど、ただそれは必要なものではあると思っております。

先ほど経済課長のほうから答弁しましたように、ナスとかですね、そういったものはかなり収益性が高いです。私初めて今年ですね、ナス部会とタケノコ部会にですね、参加させていただきまして、総会の中で詳しいお話をうかがいましたが、その生産者の方、そしてJAがしっかりとつながっておられますし、そこにですね、大阪とかですね、いろんなところから市場からも説明に来られます。そういったですね、市場がその取り引きだけじゃなくて、どういった生産の仕方をしてくださいとかですね、詳しいとこまで踏み込んでこられてですね、その竹林の管理とか、ナスのいろんなつくり方についてもですね、市場の方から逆に教わるようなこともありまして、ですからやはりその一元管理とかにつきましてもですね、私はJAを大いにまだ活用するところが必要だろうと思っておりますし、それに物産振興会あたりが入っていければというふうに思っております。

その作物につきましても、やはり今言いましたとおりナスとかタケノコ。あのナスビもいいでしょうけど、万次郎カボチャとかもつくっておりますけども、薬草についてもですね、私まだあきらめておりませんけれども、ちょっといろんな全量を買取りっていうことであればなかなか取引先が厳しい状況ありますので、つい今週もですね、またそういったものができないかっていうことで私は農業を本格的にやられる方とともに、今、本田議員も言われたとおり70を超えた高齢者の方ですね、少しの収入を得られるような農業っていうのもですね、私は南関町が今中心で

やっております元気づくりシステムの高齢者の方がいつも寄られますが、そういった方を活用した農業っていうのも考えておまして、今回新たに赤トウガラシ、それとなた豆を試作的につくろうということで、それも種あたりも全部配付で全量買取りになります。ということで27年度からですね、もう既に赤トウガラシを30アール、なた豆を30アールつくろうということでいろんな方とお話しながらですね、もうその種をいただいて、これも試行的に取り組みをしております。まずはそういった取り組みをしないとやっぱり進みませんので、自分たちが動いてみるっていう、そしてその作物をつくることも試しながら南関町でできるかっていうことを進めていきたいなと思っています。

○議長（酒見 喬君） 10番議員。

○10番議員（本田眞二君） この前、土日で陶器・梅まつりが終わりました。私も地元の地区でもちを販売されておりましたのでお手伝いに行って、1日1俵、2日間で2俵完売しました。あの陶器・梅まつりに2日間で2万人が来られました。仕掛けさえすればですね、そしてよか産物、今からもっと耕作地が出てくる可能性もあります。農業法人となられた方々が作付ける田を、畑を求めてどんどん拡大していかれる可能性もあります。それで売場の確保っていうとも併せて必要ですので、必要と思われまます。私はそういうふうに思いますので、是非このことは併せて課題にしておいてほしいと思います。答弁は要りません。

最後の質問です。先ほどから町内の役場で入札で事業をいただける方、そうすると物品ば納入されとる方に対してはある程度極端な差を埋めてほしいとは私も思いませんが、今は特別な事情だろうと思います。円もこれだけ2割も下がって、材料費が2割ぐらい高騰しとって、それにプラス消費税ですからやっぱり相当卸価格、販売価格に転嫁できないところは相当な打撃を受けておられると思いますので、是非町内業者さんたちが廃業されて町外へ流出されることのないよう、それからですね、将来TPP加盟が成立すれば農業のみならず、町内のあらゆる事業所に影響が及ぶ可能性もありますので、そこらへんも含めて今後はやっぱり後手後手ではなく、攻める町政、先々を見通して攻める町政を希望して終わります。

○議長（酒見 喬君） 御苦労様でした。

以上で、10番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 明日12日は、午前10時に本会議場に御参集ください。

本日は、これで散会します。起立、礼、御苦労様でした。

-----○-----

散会 午後5時38分